

上野原市高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画

総論

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 2018年度（平成30年度）介護保険制度の主な改正内容.....	3
4. 計画の期間.....	5
5. 策定体制.....	6
6. 計画の推進体制.....	7
第2章 高齢者をめぐる現状と課題.....	8
1. 市の人口の推移.....	8
2. 介護保険被保険者の状況.....	11
3. 計画の進捗状況及び課題.....	14
4. 計画の推進状況と課題.....	18
第3章 計画の基本的事項.....	20
1. 基本理念.....	20
2. 基本目標.....	21
3. 施策の体系.....	22
4. 重点目標.....	24

各 論

第1章 高齢者福祉についての施策	25
基本目標1 生きがいづくりと社会参加の実現	25
〔施策の方向〕1 高齢者の社会参加に対する支援	25
〔施策の方向〕2 支援の担い手となる高齢者の育成・活動	26
基本目標2 地域包括ケアシステムの構築	27
〔施策の方向〕1 地域包括ケアシステムの推進	27
〔施策の方向〕2 専門的な人材の育成	28
〔施策の方向〕3 地域の見守り活動の充実	29
〔施策の方向〕4 地域福祉の推進	30
基本目標3 質の高い介護サービスの提供	31
〔施策の方向〕1 情報提供の充実	31
〔施策の方向〕2 介護サービス提供体制の充実	32
〔施策の方向〕3 高齢者福祉サービスの充実	34
基本目標4 介護予防及び認知症施策の推進	35
〔施策の方向〕1 介護予防施策の推進	35
〔施策の方向〕2 認知症施策の推進	36
〔施策の方向〕3 健康づくりに対する支援	37
〔施策の方向〕4 家族介護者に対する支援	38
基本目標5 安全・安心な暮らしができるまちづくり	39
〔施策の方向〕1 高齢者が安心して暮らせる環境の整備	39
〔施策の方向〕2 虐待防止・権利擁護・成年後見制度の推進	40
〔施策の方向〕3 防災・災害時対策の推進	41
〔施策の方向〕4 交通安全・防犯対策の推進	42
第2章 介護保険サービス見込量と確保のための方策	43
1. 介護保険サービス量の実績と見込み	43
2. 地域支援事業費の見込み	53
3. 介護保険サービス費と保険料の適正化	55
4. 円滑な制度運営に向けた取組の推進	60

本計画書の元号は、平成31年4月30日の翌日（2019年5月1日）以後を表す場合でも「平成」と表しています。

新元号が施行された後は、新元号の相当する年に読み替えてください。

総論

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

我が国では、高齢化が急速に進展しており、「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年（平成37年）には、高齢者が全国で2,200万人を突破することが見込まれています。これは、全人口の4人に1人にあたります。

このような状況において、介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みとして、2000年度（平成12年度）に介護保険制度が創設されました。

介護保険制度は、これまでに必要な見直しが行われ、2006年度（平成18年度）からは、予防重視型システムへの転換として、市町村による介護予防事業等の「地域支援事業」や地域密着型サービスが実施されるようになりました。

2012年度（平成24年度）からは、高齢者が介護の必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活支援が包括的に行われる「地域包括ケアシステムの構築」に向けた取組が始まりました。

2015年度（平成27年度）からは、地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療と介護の連携や地域ケア会議の推進、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」の創設等が取り入れられました。

本市においても、2017年（平成29年）4月時点の高齢化率（人口に占める65歳以上の割合）は33.8%、75歳以上の高齢者数は4,200人という状況であり、一人暮らし高齢者や認知症高齢者がさらに増加することが見込まれます。

このような状況を背景として、高齢者が「健やかで生きがいをもって暮らせる」まちづくりを目指し、高齢者に関する各種保健福祉施策の整備や介護保険事業の適切かつ円滑な運営を推進することを目的として、2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）を計画期間とする「上野原市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画で策定する2つの計画は、法律に基づき策定することが義務付けられています。

(1) 高齢者福祉計画

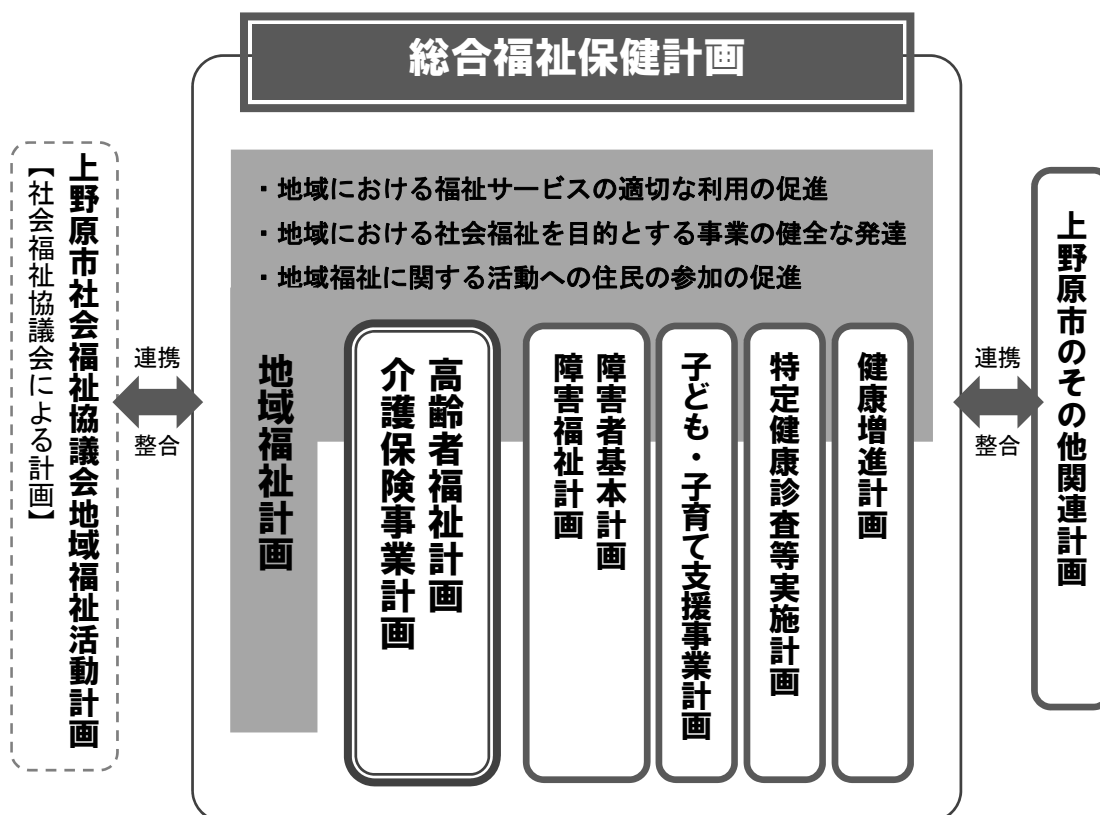
老人福祉法第20条の8に基づき、介護保険制度とそれ以外のサービスの組み合わせ、健康・いきがづくりなどの高齢者福祉事業の見込量や目標を定め、高齢者全体の地域における福祉水準の向上を目指す計画です。

(2) 介護保険事業計画

介護保険法第117条第1項に基づき、介護保険給付サービスの見込量とその確保策、制度の円滑な実施に向けた取組内容、保険料などを定める計画です。

(3) 他の計画との関係

本計画は、「上野原市地域福祉計画」を上位計画とし、「上野原市障害者基本計画」や「上野原市子ども・子育て支援事業計画」など関連する他の計画との整合性を確保しながら、横断的連携を図っています。

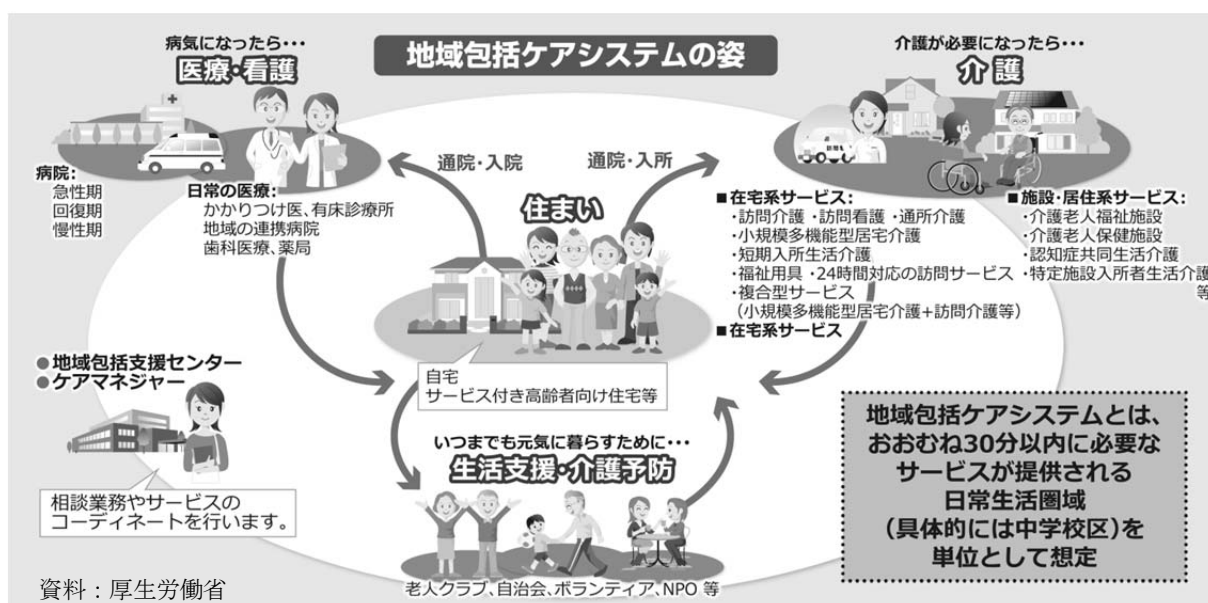


3. 2018年度（平成30年度）介護保険制度の主な改正内容

（1）地域包括ケアシステムの深化・推進

「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことです。

高齢化が進展する中で、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送れるよう、地域包括ケアシステムをより深化・推進するために、次の3点の取組を進めることが必要とされています。



① 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

2018年度（平成30年度）の介護保険法改正内容には、高齢者の自立支援・重度化防止に向けて保険者（市町村）が取り組む仕組みが定められています。

保険者（市町村）は、国から提供されたデータに基づいた地域課題の分析を行い、取組内容及び目標を介護保険事業計画に記載することが求められています。

そのために、都道府県は研修の開催等を通じて市町村を支援し、保険者（市町村）は効果的な介護予防を実施することや、多職種が参加する地域ケア会議を活用したケアマネジメントの支援に取り組むこととされています。また、要介護状態の維持・改善の度合いや地域ケア会議の開催状況について、実績を評価し財政的なインセンティブを付与する仕組みが整備されることとなっています。

② 医療・介護の連携の推進等

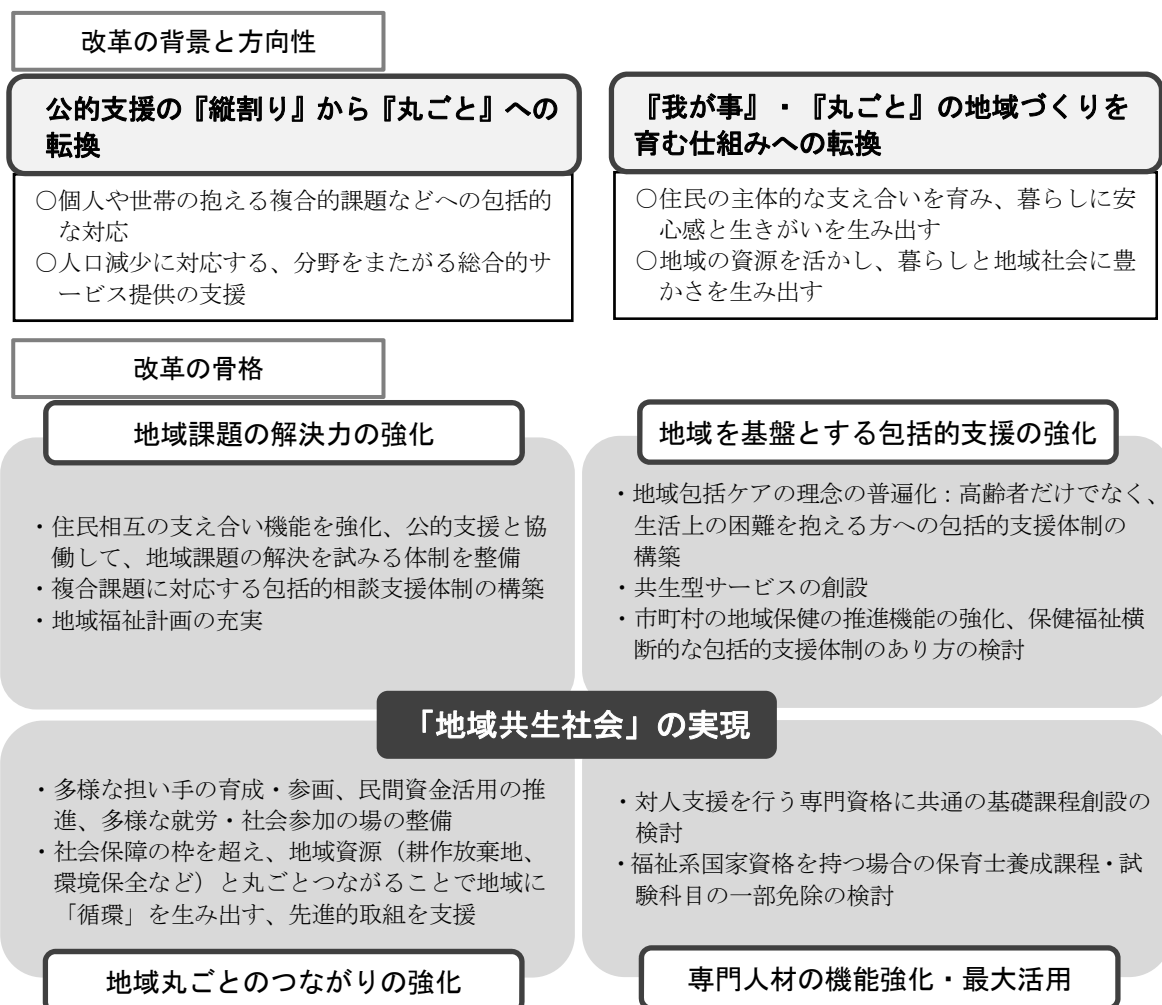
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関（病院・診療所、訪問看護事業所、薬局、介護サービス事業所等）が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要であるとされています。

このため、関係機関が連携し、多職種の協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援のもとに、市町村が中心となって、地域の医師会等と連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進することになります。

③ 「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向け、一億総活躍社会づくりが進められています。

国は、2016年（平成28年）7月に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくことを目指しています。



資料：厚生労働省

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

① 所得の高い層の利用負担割合の見直し

介護サービスの利用負担について、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が3割に引き上げられます。

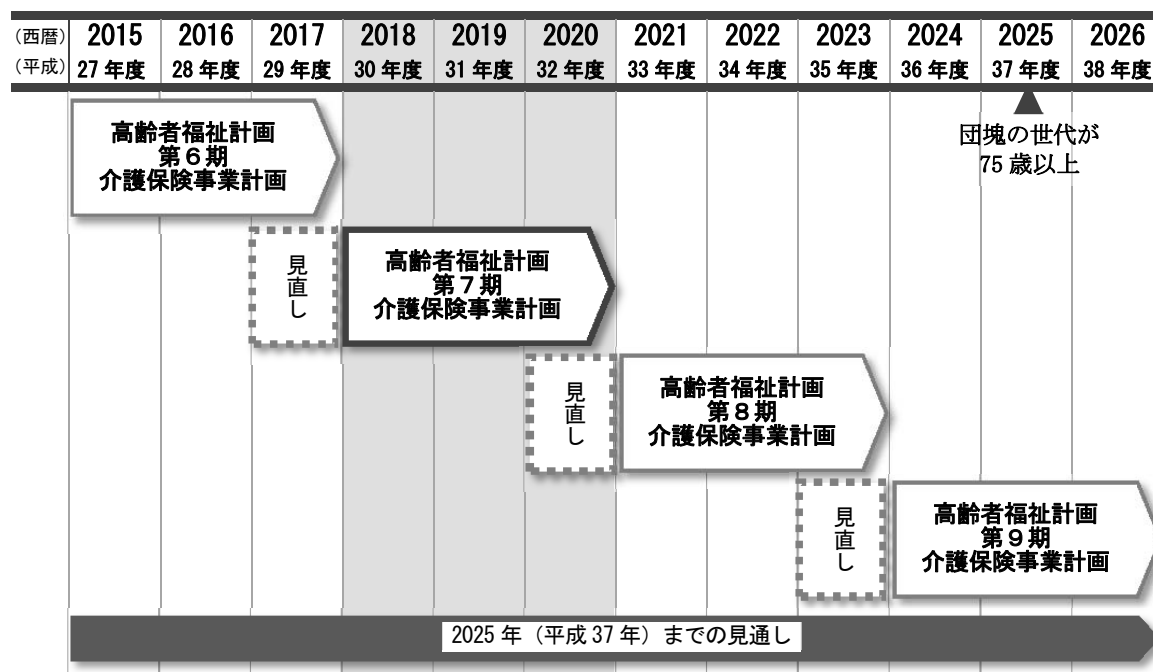
② 介護納付金への総報酬割の導入

各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）に変更されます。

4. 計画の期間

本計画の期間は、2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）までの3年間です。介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行うこととされているため、一体的に策定している高齢者福祉計画も同じ計画期間とします。

また、本計画期間だけではなく、団塊の世代が75歳に達する2025年度（平成37年度）までのサービスの充実の方向性を定め、中長期的な視点に立って計画を策定しています。



5. 策定体制

(1) 策定委員会の設置

学識経験者、被保険者、地域団体、事業団体、保健・医療・福祉関係団体の代表者等の委員で構成する「上野原市総合福祉保健計画等策定委員会・高齢者福祉介護部会」を設置し、介護保険事業計画に基づく介護保険事業の実施状況や高齢者保健福祉施策についての分析・評価をもとに、課題の検討・協議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

介護保険サービスの基盤整備や地域支援事業等の構築を進めるにあたり、高齢者の要介護度の悪化につながるリスクや介護者の現状を把握することを目的として、市内に住む65歳以上の高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施しました。

(3) パブリック・コメントの実施

「上野原市パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき、本計画案についてのパブリックコメントを実施し、市民からの意見を求めました。

6. 計画の推進体制

(1) 関連する計画及び関係機関等との連携

「上野原市地域福祉計画」のほか、関連する他の計画と連携しながら、計画を推進します。計画の推進にあたっては、庁内関係部局や関係行政機関、保健・医療・福祉の関係団体及び介護サービス事業者や地域団体、市民活動団体等との連携強化に努めます。

(2) 進捗状況の管理

計画の実効性を高めていくため、PDCAサイクルを活用して、施策や介護保険サービスの進捗状況の確認、課題の検討、評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

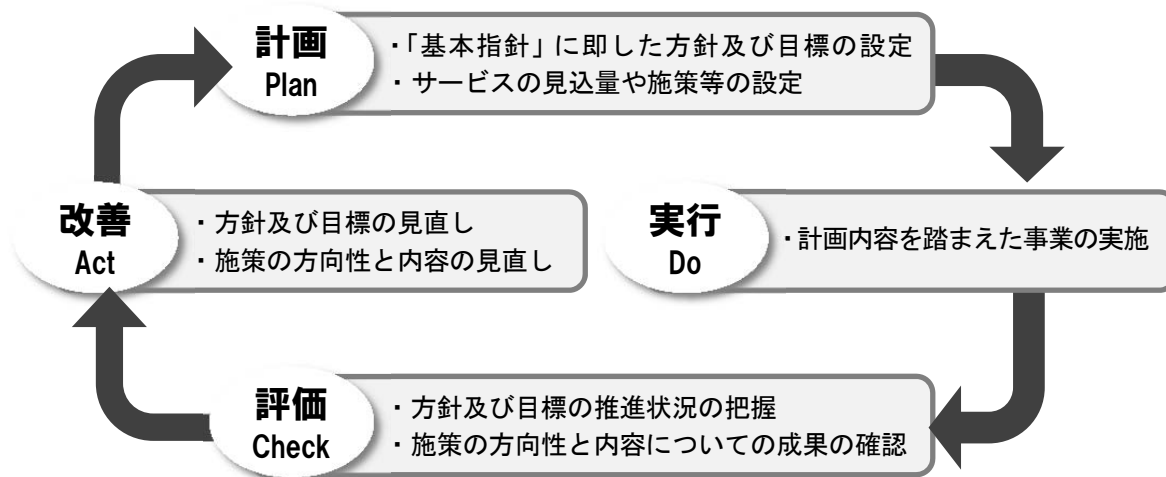
こうした計画の進捗管理を継続して行うことにより、次期計画の策定につなげます。

PDCAサイクル

「計画 (Plan)・実行 (Do)・評価 (Check)・改善 (Act)」の4つで構成される行動システムのことをいいます。

計画 (Plan) は普遍のものではなく、実行に移し (Do)、結果・成果を評価し (Check)、改善・改良を加え (Act)、次の計画 (Plan) へつなげることが必要になります。

時代状況の変化が急速な現代にあつては、事業の不断の見直しが求められています。



(3) 当事者を含めた市民の参加・協力

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、公的なサービスに加え、地域の支え合いが必要です。

このため、市民に対する計画の積極的な広報に努めることで、高齢者自身を含め、市民各層や自治会、ボランティア団体などによる地域活動への積極的な参加により、協働して施策を推進します。

第2章 高齢者をめぐる現状と課題

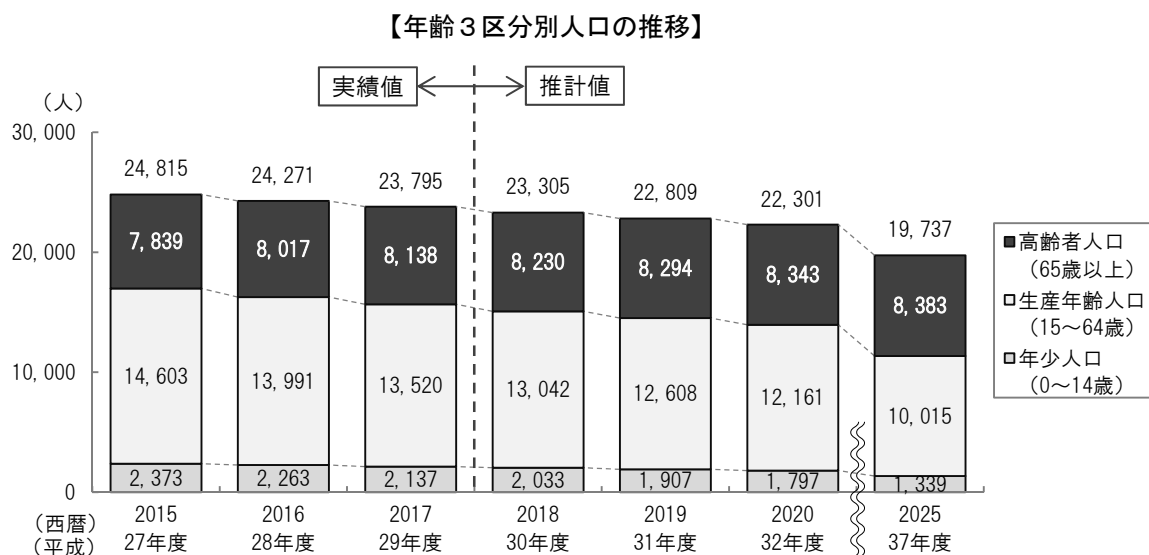
1. 市の人口の推移

(1) 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、2017年（平成29年）10月1日現在23,795人で、2015年（平成27年）から1,020人減少しています。

年齢3区分別人口をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少している一方、高齢者人口は増加傾向を示しています。

2018年度（平成30年度）以降の推計人口をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向である一方、高齢者人口は増加を続け、2025年度（平成37年度）には8,383人と見込まれます。



	第6期介護保険事業計画期間			第7期介護保険事業計画期間			2025 37年度
	(西暦) 2015 27年度	(西暦) 2016 28年度	(西暦) 2017 29年度	(西暦) 2018 30年度	(西暦) 2019 31年度	(西暦) 2020 32年度	
総人口	24,815人	24,271人	23,795人	23,305人	22,809人	22,301人	19,737人
高齢者人口	7,839人	8,017人	8,138人	8,230人	8,294人	8,343人	8,383人
生産年齢人口	14,603人	13,991人	13,520人	13,042人	12,608人	12,161人	10,015人
年少人口	2,373人	2,263人	2,137人	2,033人	1,907人	1,797人	1,339人

※資料

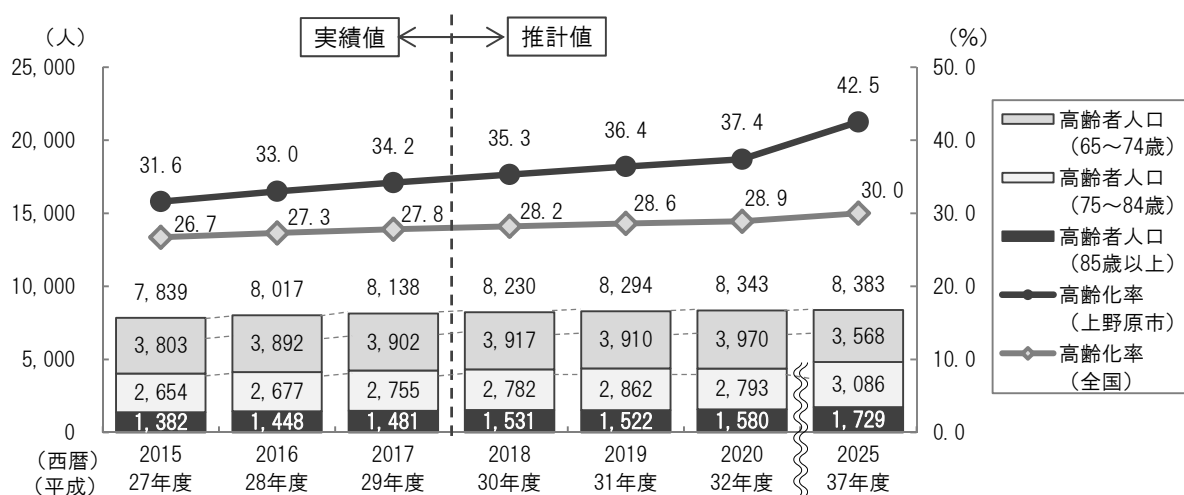
2015年度（平成27年度）～2017年度（平成29年度）実績値：上野原市住民基本台帳（各年10月1日現在）
2018年度（平成30年度）以降推計値：2013年度（平成25年度）～2017年度（平成29年度）の住民基本台帳人口（各年10月1日現在）を基準としたコーホート変化率の平均値を用いて算出

(2) 高齢者人口の推移

本市の高齢者人口は、2017年（平成29年）10月1日現在8,138人で、2015年（平成27年）から299人増加しています。2018年度（平成30年度）以降の推計を年齢階級別にみると、2025年度（平成37年度）には65～74歳の人口は3,600人を下回る一方、75～84歳及び85歳以上の人口はそれぞれ増加を続け、2025年度（平成37年度）には75～84歳の人口は3,086人、85歳以上の人口は1,729人になると見込まれます。

高齢化率については、2017年（平成29年）10月1日現在34.2%で、全国値を6.4ポイント上回っています。2018年度（平成30年度）以降の推計をみると、高齢化率は上昇傾向にあり、2025年度（平成37年度）には40%を超えると見込まれます。

【高齢者人口及び高齢化率の推移】



	第6期介護保険事業計画期間			第7期介護保険事業計画期間			2025 37年度
	(西暦) 2015 27年度	(西暦) 2016 28年度	(西暦) 2017 29年度	(西暦) 2018 30年度	(西暦) 2019 31年度	(西暦) 2020 32年度	
高齢者人口	7,839人	8,017人	8,138人	8,230人	8,294人	8,343人	8,383人
65～74歳	3,803人	3,892人	3,902人	3,917人	3,910人	3,970人	3,568人
75～84歳	2,654人	2,677人	2,755人	2,782人	2,862人	2,793人	3,086人
85歳以上	1,382人	1,448人	1,481人	1,531人	1,522人	1,580人	1,729人
高齢化率							
上野原市	31.6%	33.0%	34.2%	35.3%	36.4%	37.4%	42.5%
全国	26.7%	27.3%	27.8%	28.2%	28.6%	28.9%	30.0%

※資料（高齢者人口）

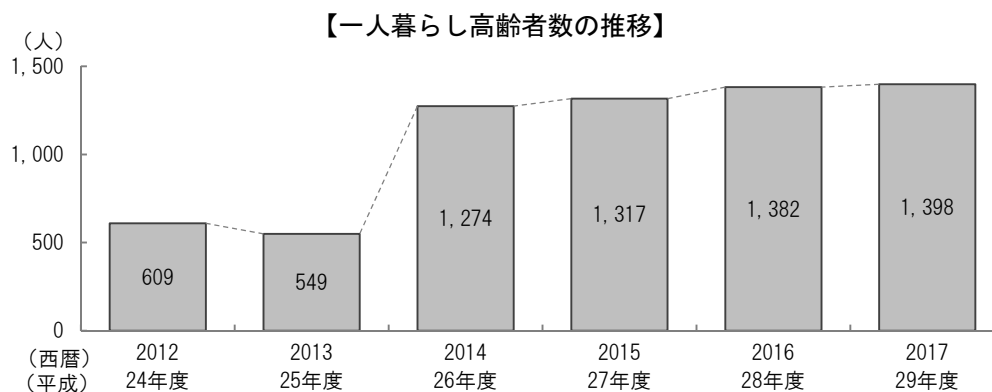
2015年度（平成27年度）～2017年度（平成29年度）実績値：上野原市住民基本台帳（各年10月1日現在）
2018年度（平成30年度）以降推計値：2013年度（平成25年度）～2017年度（平成29年度）の住民基本台帳人口（各年10月1日現在）を基準としたコーホート変化率の平均値を用いて算出

※資料（高齢化率（全国））

2015年度（平成27年度）～2017年度（平成29年度）：「人口推計」（総務省）の確定値
2018年度（平成30年度）以降：「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

(3) 一人暮らし高齢者数の推移

本市の一人暮らし高齢者数は、2017年（平成29年）4月1日現在1,398人で、2012年度（平成24年度）から789人増加しています。



(西暦) (平成)	第5期介護保険事業計画期間			第6期介護保険事業計画期間		
	2012 24年度	2013 25年度	2014 26年度	2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度
一人暮らし高齢者数	609人	549人	1,274人	1,317人	1,382人	1,398人

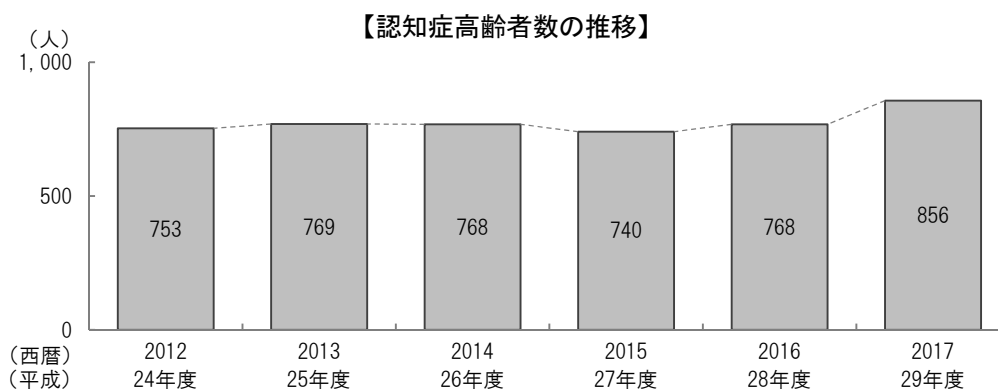
※資料：山梨県高齢者福祉基礎調査（各年4月1日現在）

※2013年度（平成25年度）までは、住民基本台帳による数、または保健師・民生委員等が日常の訪問等により把握した実数に基づき、市町村から報告された数値を集計したもの。

2014年度（平成26年度）以降は、住民基本台帳に基づく数。

(4) 認知症高齢者数の推移

本市の認知症高齢者数（認知症日常生活自立度Ⅱ以上）は、2017年（平成29年）4月1日現在856人で、2012年度（平成24年度）から103人増加しています。



(西暦) (平成)	第5期介護保険事業計画期間			第6期介護保険事業計画期間		
	2012 24年度	2013 25年度	2014 26年度	2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度
認知症高齢者数	753人	769人	768人	740人	768人	856人

※資料：山梨県高齢者福祉基礎調査（各年4月1日現在）

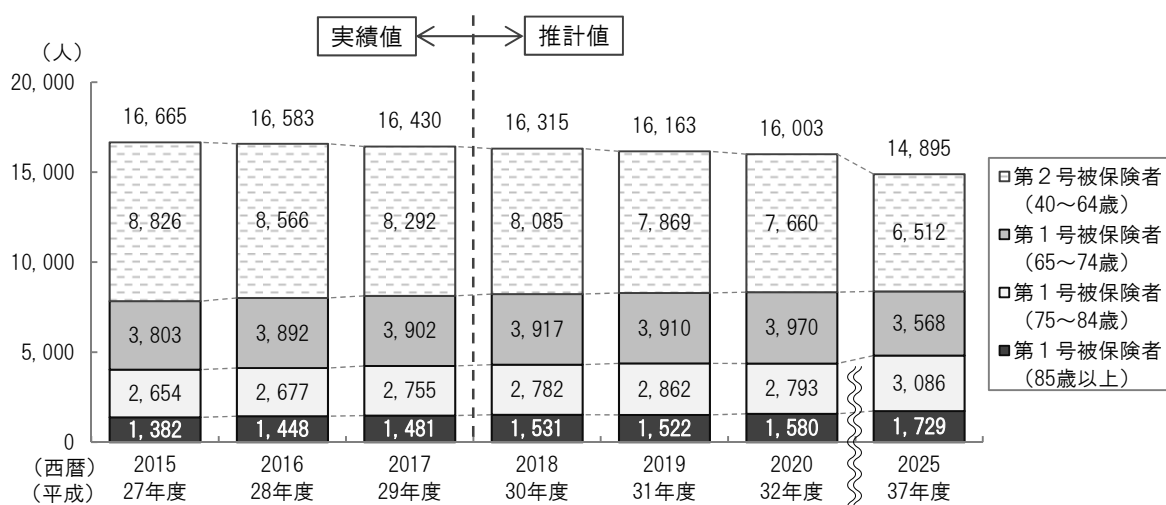
2. 介護保険被保険者の状況

(1) 介護保険被保険者数の推移

2017年（平成29年）9月末現在、第1号被保険者数は8,138人、第2号被保険者数は8,292人で、2015年度（平成27年度）と比較すると、第1号被保険者数は299人増加している一方、第2号被保険者数は534人減少しています。

2018年度（平成30年度）以降の推計人数をみると、今後も第1号被保険者数は増加、第2号被保険者数は減少の傾向が続くと見込まれます。

【介護保険被保険者数の推移】



(西暦) (平成)	第6期介護保険事業計画期間			第7期介護保険事業計画期間			2025 37年度
	2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護保険被保険者数	16,665人	16,583人	16,430人	16,315人	16,163人	16,003人	14,895人
第1号被保険者数	7,839人	8,017人	8,138人	8,230人	8,294人	8,343人	8,383人
65~74歳	3,803人	3,892人	3,902人	3,917人	3,910人	3,970人	3,568人
75~84歳	2,654人	2,677人	2,755人	2,782人	2,862人	2,793人	3,086人
85歳以上	1,382人	1,448人	1,481人	1,531人	1,522人	1,580人	1,729人
第2号被保険者数	8,826人	8,566人	8,292人	8,085人	7,869人	7,660人	6,512人

※資料

2015年度（平成27年度）～2017年度（平成29年度）実績値：介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）
2018年度（平成30年度）以降推計値：地域包括ケア「見える化」システム

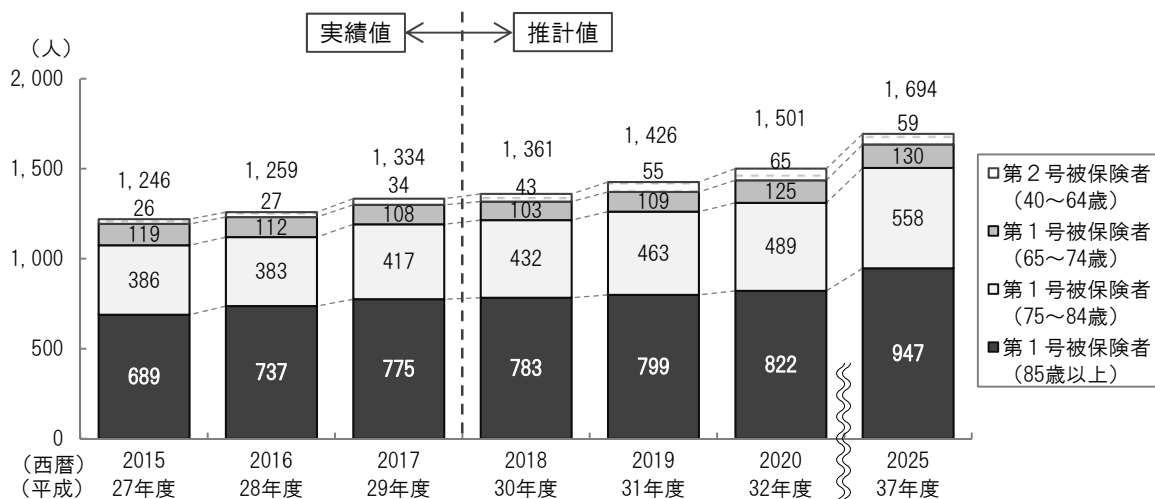
(2) 要支援・要介護認定者数の推移

① 被保険者別にみた推移

2017年（平成29年）9月末現在、要支援・要介護認定者数は第1号被保険者で1,300人、第2号被保険者で34人となっています。2015年度（平成27年度）と比較すると、第1号被保険者では106人増加し、第2号被保険者では8人増加しています。

2018年度（平成30年度）以降の推計人数をみると、第2号被保険者では55人前後で推移するものの、第1号被保険者では増加が続き、2025年度（平成37年度）には1,635人になると見込まれます。特に、第1号被保険者のうち、75～84歳及び85歳以上の人数が大幅に増加すると見込まれます。

【要支援・要介護認定者数の推移（被保険者別）】



(西暦) (平成)	第6期介護保険事業計画期間			第7期介護保険事業計画期間			2025 37年度
	2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
要支援・要介護 認定者数	1,220人	1,259人	1,334人	1,361人	1,426人	1,501人	1,694人
第1号 被保険者数	1,194人	1,232人	1,300人	1,318人	1,371人	1,436人	1,635人
65~74歳	119人	112人	108人	103人	109人	125人	130人
75~84歳	386人	383人	417人	432人	463人	489人	558人
85歳以上	689人	737人	775人	783人	799人	822人	947人
第2号 被保険者数	26人	27人	34人	43人	55人	65人	59人

※資料

2015年度（平成27年度）～2017年度（平成29年度）実績値：介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）
2018年度（平成30年度）以降推計値：地域包括ケア「見える化」システム

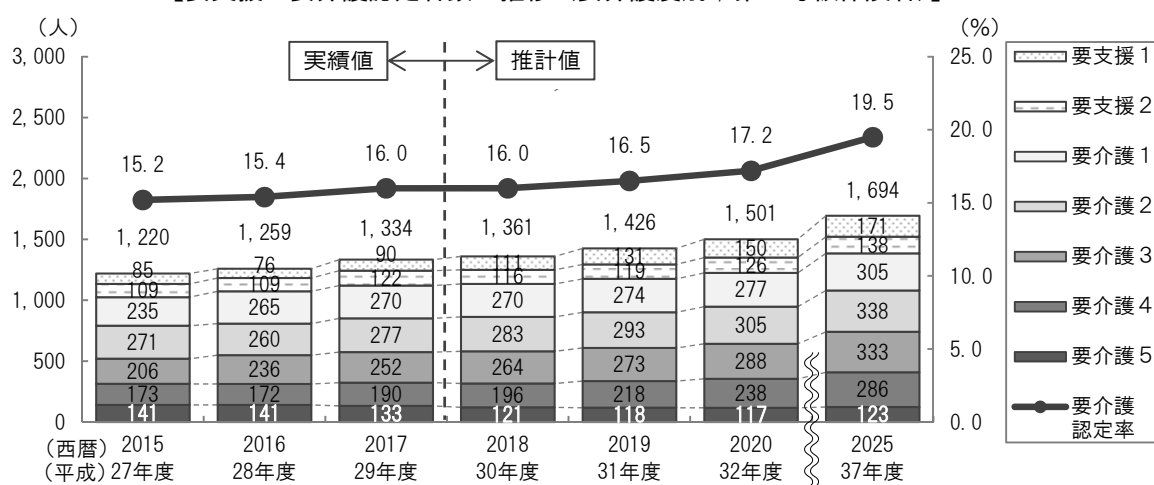
② 要介護度別にみた推移

第1号被保険者の要支援・要介護認定者数を要介護度別にみると、2017年（平成29年）9月末現在、要支援・要介護認定者全体に占める要支援認定者の割合は15.9%、要介護認定者の割合は84.1%となっています。

要介護3以上の認定者数は、2017年（平成29年）9月末現在575人ですが、2025年度（平成37年度）には20%以上増加し、742人になると見込まれます。

要介護認定率（第1号被保険者に対する第1号被保険者の要支援・要介護認定者の割合）をみると、2017年（平成29年）9月末現在の16.0%から年々上昇し、2025年度（平成37年度）には19.5%になると見込まれます。

【要支援・要介護認定者数の推移（要介護度別；第1号被保険者）】



(西暦) (平成)	第6期介護保険事業計画期間			第7期介護保険事業計画期間			2025 37年度
	2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
要支援・要介護 認定者数	1,220人	1,259人	1,334人	1,361人	1,426人	1,501人	1,694人
要支援認定者数	154人	185人	212人	227人	250人	276人	309人
要支援1	85人	76人	90人	111人	131人	150人	171人
要支援2	109人	109人	122人	116人	119人	126人	138人
要介護認定者数	1,026人	1,074人	1,122人	1,134人	1,176人	1,225人	1,385人
要介護1	235人	265人	270人	270人	274人	277人	305人
要介護2	271人	260人	277人	283人	293人	305人	338人
要介護3	206人	236人	252人	264人	273人	288人	333人
要介護4	173人	172人	190人	196人	218人	238人	286人
要介護5	141人	141人	133人	121人	118人	117人	123人
要介護認定率	15.2%	15.4%	16.0%	16.0%	16.5%	17.2%	19.5%
第2号 被保険者数	26人	27人	34人	43人	55人	65人	59人

※資料

2015年度（平成27年度）～2017年度（平成29年度）実績値：介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）
2018年度（平成30年度）以降推計値：地域包括ケア「見える化」システム

3. 計画の進捗状況及び課題

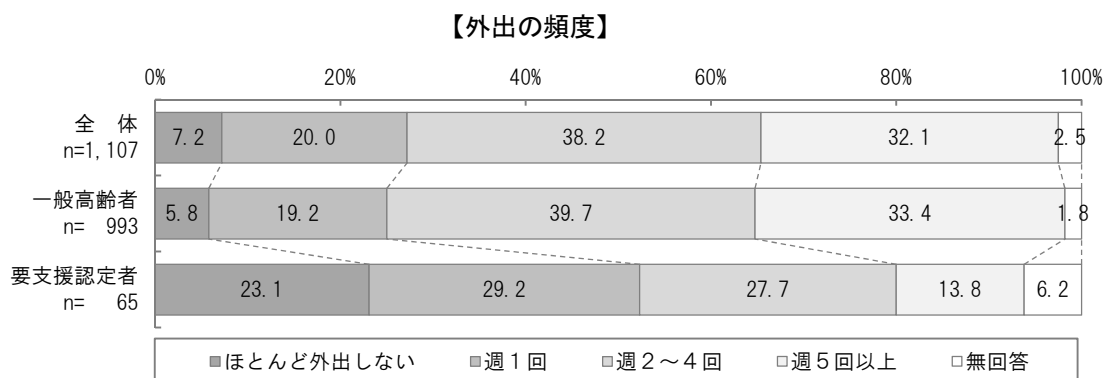
(1) 「日常生活圏域ニーズ調査」からみえる課題

高齢者の身体機能状況、閉じこもり認知症などリスク要因や世帯状況など、地域の高齢者状況を把握することを目的として、調査を実施しました。

① 外出の頻度

問 週に1回以上は外出していますか（1つを選択）

認定別にみると、「ほとんど外出しない」の割合は、一般高齢者と要支援認定者で17.3ポイントの差があります。

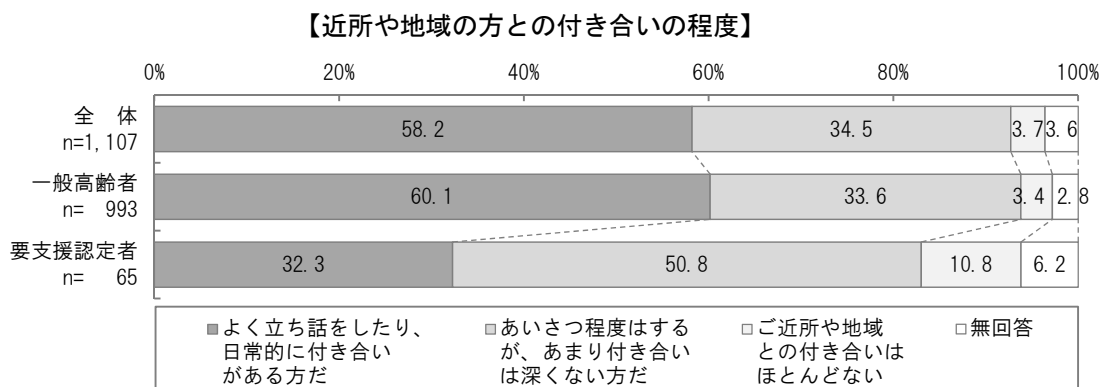


※要支援・要介護度についての無回答を除く

② 近所や地域の方との付き合いの程度

問 ご近所や地域の方とお付き合いはどのような様子ですか（1つを選択）

一般高齢者では「よく立ち話をしたり、日常的に付き合いがある方だ」の割合が最も高く、60%を超えています。一方、要支援認定者では「あいさつ程度はするが、あまり付き合いは深くない方だ」の割合が50%を超えています。

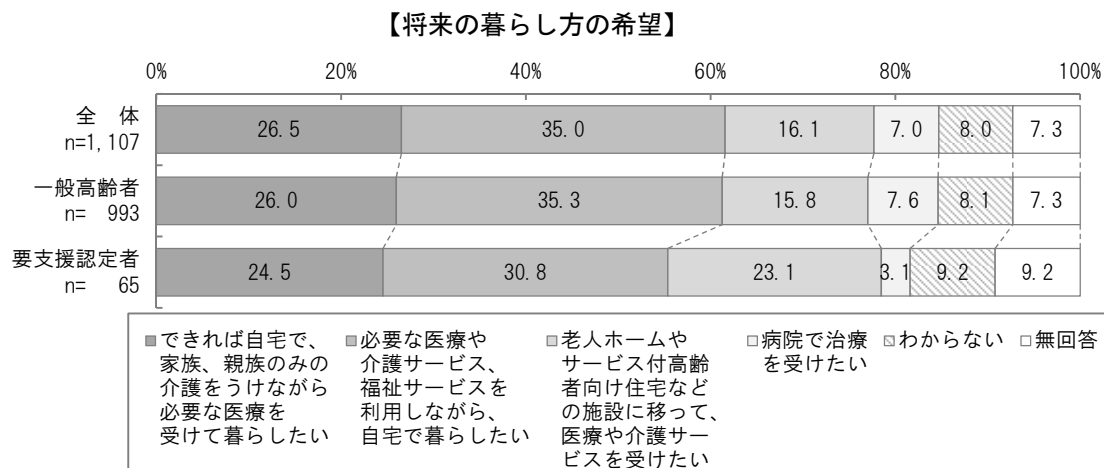


※要支援・要介護度についての無回答を除く

③ 将来の暮らし方の希望

問 あなたに介護と医療が必要な場合、どこでどのように暮らしたいと思いますか
(1つを選択)

一般高齢者と要支援認定者のいずれも、「必要な医療や介護サービス、福祉サービスを利用しながら、自宅で暮らしたい」の割合が最も高く、30%を超えています。また、要支援認定者では「老人ホームやサービス付高齢者向け住宅などの施設に移って、医療や介護サービスを受けたい」の割合が20%を超えています。



※要支援・要介護度についての無回答を除く

(2) 「在宅介護実態調査」からみえる課題

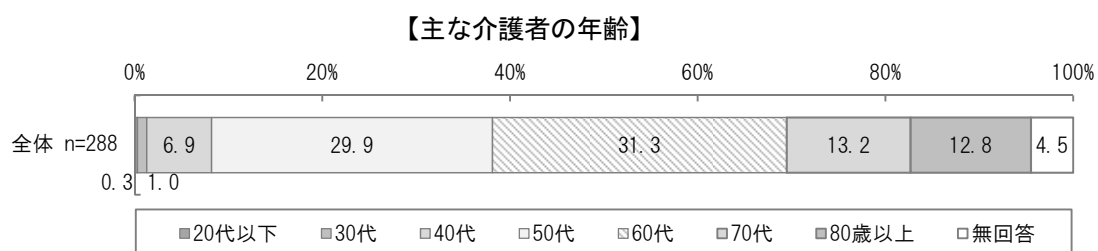
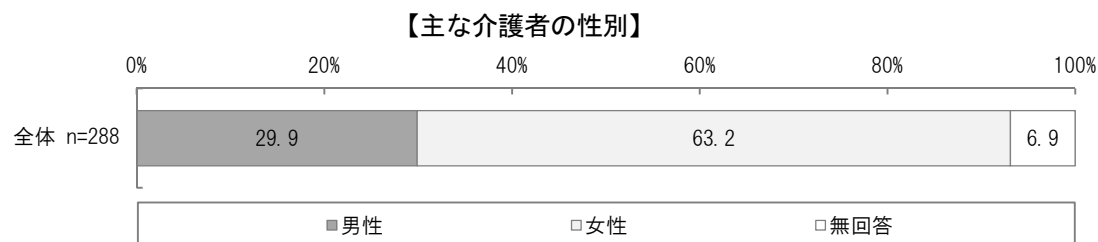
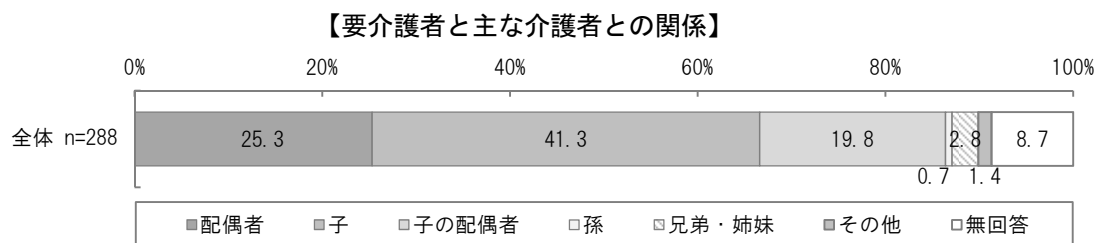
要介護者の心身の状況や生活状況などを把握するとともに、主な介護者が行っている介護の現状や仕事との両立の状況を把握するために実施しました。

① 主な介護者の状況

要介護者と主な介護者との関係は、「子」(41.3%)が最も高く、配偶者(25.3%)、子の配偶者(19.8%)と合わせて、全体の86.4%となっています。

主な介護者の性別は、「女性」(63.2%)が男性(29.9%)を上回っています。

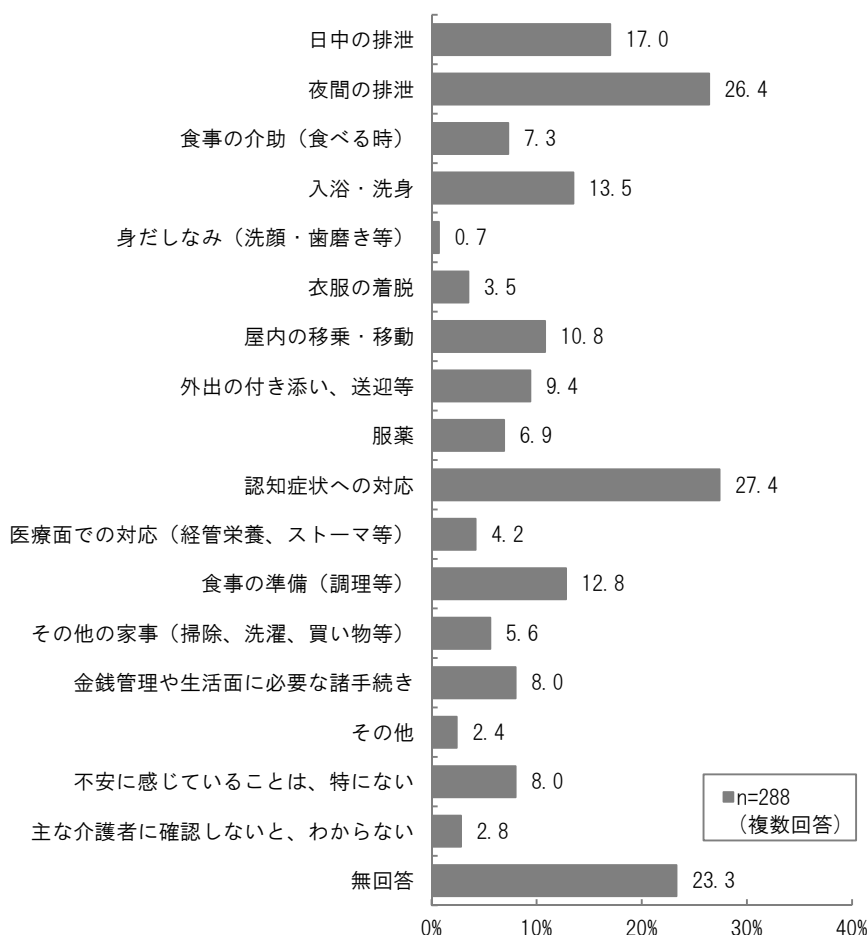
主な介護者の年齢は、60代(31.3%)が最も高く、70代(13.2%)、80歳以上(12.8%)と合わせて、全体の57.3%となっています。



② 主な介護者が不安に感じる介護

主な介護者が不安に感じる介護は、「認知症状への対応」(27.4%)が最も高く、次いで「夜間の排泄」(26.4%)、「日中の排泄」(17.0%)となっています。

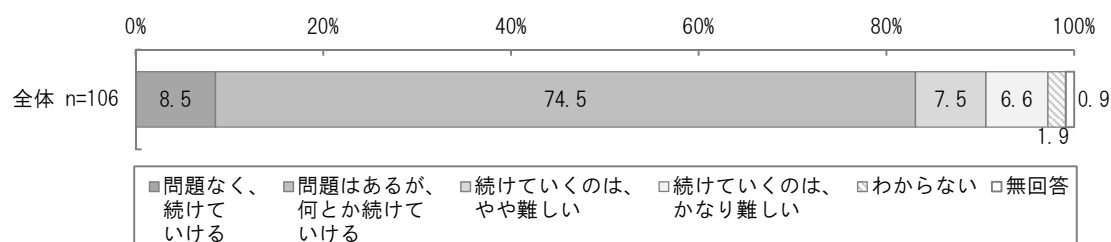
【主な介護者が不安に感じる介護】



③ 主な介護者の就労との両立

就労をしながら介護をしている人が働きながら介護を続けていける見込みについては、「問題はあるが、何とか続けていける」(74.5%)の割合が最も高いものの、「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」の割合は、合わせて約14%となっています。

【主な介護者の就労との両立】



※主な介護者のうち、「フルタイムで働いている」「パートタイムで働いている」の回答者

4. 計画の推進状況と課題

(1) 上野原市高齢者福祉計画の推進状況と課題

〔基本目標1〕一人ひとりが主体的に生きるために

- ・高齢者ができるだけ介護を必要としない生活を送れるよう、運動機能や口腔機能の向上についての情報提供を行ってきました。また、若い年代から認知症や要介護状態の原因につながる生活習慣病等の予防・悪化防止を目的として、市国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査等の受診勧奨や、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持ち健康管理を継続的に行うことを推奨してきました。今後も、若い年代からの介護予防を重視して、健康増進に関する取組や健診（検診）受診を積極的に勧めていく必要があります。
- ・高齢者の社会参加について、シルバー人材センターや老人クラブ等の活動に対する支援や、老人福祉センターの有効な活用を進めてきました。あわせて、高齢者が相互に支援する活動として、高齢者サポーターの育成を行ってきました。今後も、高齢者のニーズや心身の状況・希望に応じた社会参加の場や機会を整備していく必要があります。

〔基本目標2〕高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるために

- ・地域包括支援センターについては、認知症施策や在宅医療・介護連携事業等の対応に向けて、その役割はますます重要になっています。地域の高齢者に関する総合的な相談窓口として、また、地域包括ケアシステムを推進する上で重要な機関として、体制の強化に努めるとともに、市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、さまざまな地域の組織や団体との連携・協働をより重視して、地域における高齢者支援についての課題解決に取り組んでいく必要があります。
- ・高齢者を地域で支えていくためには、介護・保健・医療に関する専門職だけでなく、地域住民との協働が不可欠です。これまでに、市民に対するボランティア活動の促進や高齢者サポーター、認知症サポーターの育成を進めてきました。今後は、地域における高齢者支援を、市民の力を活用してさらに展開することが重要となります。
- ・高齢者が住み慣れた地域で生活していく上で必要な日常生活支援サービスや介護保険サービスの多くで、利用者の増加がみられます。市独自の日常生活支援や介護をする家族に対する支援を、今後も充実させていく必要があります。

〔基本目標3〕安心して居住できる場の確保

- ・高齢者の住まいについては、自宅の住宅改修費支給や高齢者住宅等の情報提供、施設サービスの整備等、多様な支援を行ってきました。今後も、居住の場の確保や安心して暮らせる住まいの整備に関する支援を推進していきます。
- ・高齢者を取り巻く環境の改善として、公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めてきました。また、災害時の避難や防犯対策、権利擁護事業等、高齢者の尊厳と安全を守る施策に取り組んできました。高齢者の自助だけではできない、安全・安心な暮らしに関する制度の整備や活用を、引き続き推進していきます。

(2) 第6期上野原市介護保険事業計画の推進状況と課題

- ・居宅サービスについては、訪問介護や通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護に一定の需要があり、引き続き在宅の要支援・要介護者に向けたサービスの充実を図ることが必要です。また、「介護予防・日常生活支援総合事業」（総合事業）が開始し、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、利用の切り替えが進んでいくことが見込まれます。
- ・地域密着型サービスについては、「介護予防・日常生活支援総合事業」（総合事業）の開始により、介護保険から居宅サービスに移行することが見込まれます。また、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を増設することにより、待機状態の改善が見込まれます。
- ・施設サービスについては、介護療養型医療施設の廃止が2017年度（平成29年度）末までとされていたものの、経過措置期間が6年間延長され、新たに創設される介護医療院への転換も可能となることから、将来的な需要を勘案した上で、施設整備を進めていきます。

第3章 計画の基本的事項

1. 基本理念

**みんなでつくろう
一人ひとりがともに作る 健康と長寿のまち
うえのはら**

第6期計画では、高齢者ができる限り健康で、もし介護が必要となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的、包括的に提供し、高齢者の地域生活を支援するしくみである「地域包括ケアシステム」の構築に取り組み、在宅医療・介護連携の強化、地域ケア会議の推進、総合的な認知症施策の推進、生活支援・介護予防の基盤整備を中長期的な視点で進めていくことを目指していました。

第7期計画では、団塊の世代が75歳以上に達する「2025年（平成37年）」を間近にして、引き続き「地域包括ケアシステム」によって高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図るとともに、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていくことを念頭に置き、「みんなでつくろう一人ひとりがともに作る 健康と長寿のまち うえのはら」を基本理念として定めます。



2. 基本目標

基本理念に基づき、以下の5つを基本目標として掲げます。

1 生きがいくりと社会参加の実現

人との交流や社会参加など、高齢者の生きがいとなる活動を推進するとともに、実現のできる環境づくりに努めていきます。

2 地域包括ケアシステムの構築

介護・保健・医療など高齢者に関わるさまざまな分野が一体となって、包括的に高齢者を支援するしくみを構築していきます。

3 質の高い介護サービスの提供

介護サービスの適正な量及び質の確保に努め、高齢者のニーズに応じたサービス利用が可能となるよう、相談支援体制を充実させていきます。

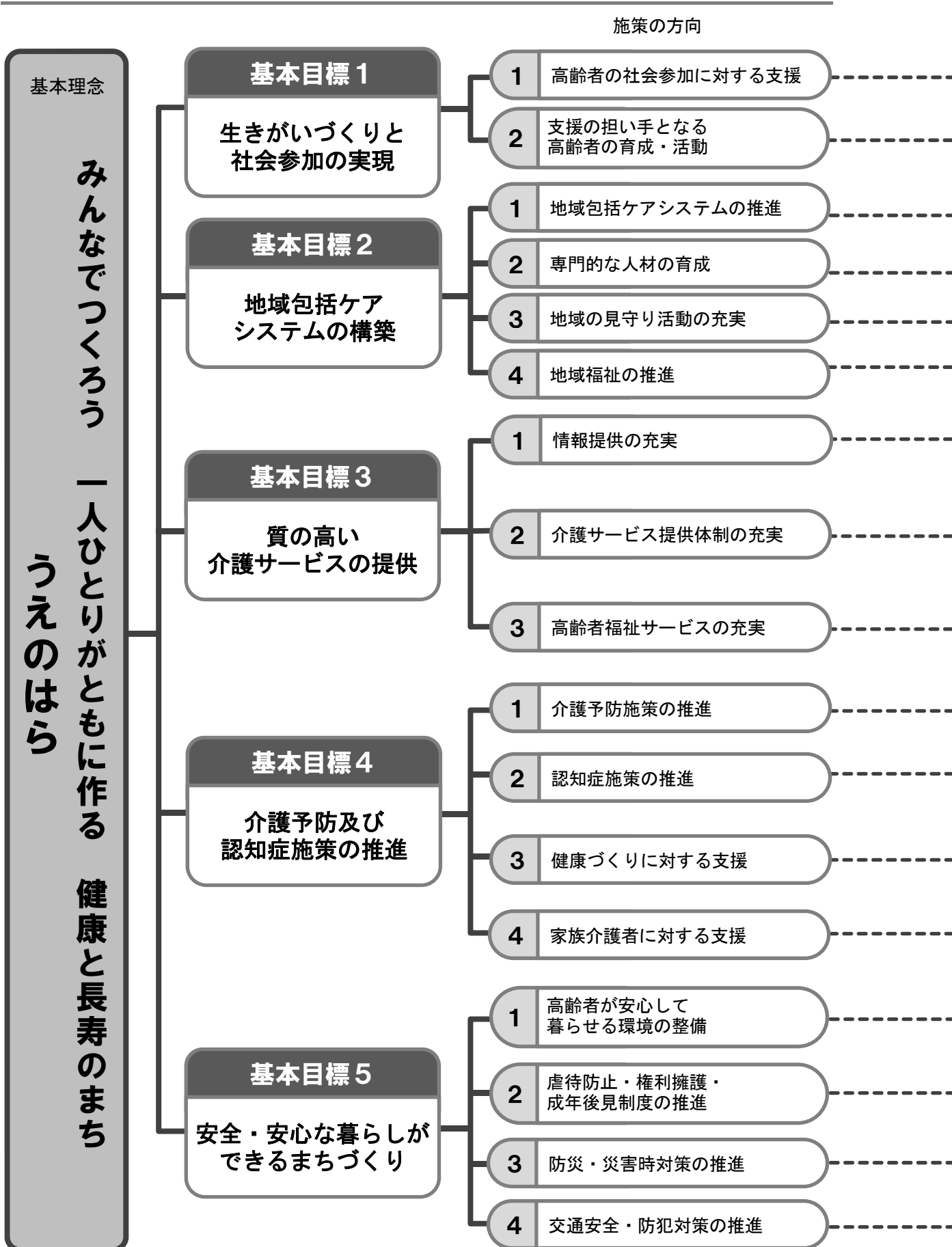
4 介護予防及び認知症施策の推進

介護予防や重度化防止、認知症予防や早期発見に対する施策のほか、家族など介護者への支援や市民への普及・啓発をすすめていきます。

5 安全・安心な暮らしができるまちづくり

高齢者の移動や外出におけるハード面の整備のほか、防犯や災害時などに対する施策を推進していきます。

3. 施策の体系



施策

- | | |
|---|--|
| ① 老人クラブへの支援
③ 文化活動・生涯スポーツの推進 | ② 生涯学習の推進・各種趣味の講座の開催
④ 老人福祉センターの有効活用 |
| ① 高齢者ボランティアの育成
③ 高齢者等サポーター養成事業 | ② 高齢者ボランティア・ポイント制度の実施
④ 高齢者の福祉活動への支援 |
| ① 地域包括支援センターの機能充実
③ 地域支援の総合相談
⑤ 地域包括支援センター等による総合相談 | ② 地域ケア会議
④ 総合相談支援事業
⑥ 地域包括ケア病床の開設 |
| ① 介護相談員の育成 | ② 訪問調査員の研修 |
| ③ 看護師等修学資金制度の充実 | |
| ① 認知症サポーターの育成
③ ボランティア活動の促進 | ② 高齢者等サポーター養成事業（再掲）
④ 友愛訪問
⑤ 食の自立支援事業 |
| ① 地域福祉体制の整備 | ② 福祉社会づくりの推進 |
| ① 介護保険制度の周知
③ 広報誌・市ホームページによる情報提供 | ② 介護保険ガイドブックの作成
④ 高齢者に配慮した情報提供 |
| ① 介護給付費適正化事業
③ 介護保険運営協議会の運営
⑤ ケアマネジャーへのサービスの適切な利用に関する啓発とケアプランの点検
⑥ ケアマネジャーへの安全性の向上に関する啓発
⑦ ケアマネジャー定例連絡会の開催
⑨ 訪問介護サービス従事者の育成と支援 | ② 市独自の保険料徴収猶予
④ ケアマネジャー・ケアプラン指導研修事業
⑧ 介護サービス事業者の育成と支援
⑩ サービス事業者への啓発 |
| ① 総合事業対象者把握の実施
③ 未利用者のフォロー
⑤ デマンドタクシーの利用の促進 | ② 高齢者実態把握事業
④ 移送サービス
⑥ 生活支援短期宿泊 |
| ① 介護予防ケアマネジメント
③ 介護予防普及啓発事業 | ② 地域介護予防活動支援事業
④ 介護予防の普及
⑤ 介護予防手帳の配布 |
| ① 認知症初期集中支援推進事業
③ 認知症高齢者等見守り事業
⑤ 認知症スクリーニング検査の実施 | ② 認知症地域支援推進員の設置
④ 認知症サポーター・キャラバンメイトの育成
⑥ 認知症支援ネットワーク会議の設置 |
| ① 上野原市健康増進計画の推進
③ 国民健康保険特定健康診査等実施計画の推進
⑤ かかりつけ医・かかりつけ歯科医（ホームドクター）づくりの促進
⑥ 高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌予防接種の実施 | ② 健康教育の推進
④ 後期高齢者医療健康診査の実施 |
| ① 地域密着型サービスの充実
③ 介護者交流事業 | ② 家族介護慰労金支給事業
④ 介護相談
⑤ 介護慰労金支給訪問慰労事業 |
| ① 緊急通報システム
④ 養護老人ホームの確保
⑥ 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進 | ② 健康管理ふれあいキット
③ 軽費老人ホームの確保
⑤ 高齢者住宅等の情報提供
⑦ 民間建築物の整備改善の促進 |
| ① 高齢者虐待防止（総合相談事業）
③ 成年後見制度の利用支援
④ 市長の法定後見（補助・保佐・後見）開始の審判等の申立権の活用
⑤ 高齢者虐待緊急一時保護支援事業 | ② 日常生活自立支援事業（権利擁護事業） |
| ① 地域防災計画の推進
③ 要援護者支援体制及び地域防災体制等の確立 | ② 緊急通報システムの充実（再掲）
④ 地域防火体制の確立 |
| ① 交通安全施設の整備
③ 地域防犯体制の確立 | ② 安全に関する学習機会の充実
④ 防犯体制の整備 |

4. 重点目標

介護保険法の改正により、第7期介護保険事業計画に、高齢者の自立支援・重度化防止及び介護給付等に要する費用の適正化に向けた取組を位置づけることになりました。

以下の取組内容についての目標を掲げ、高齢者ができるだけ介護の必要な状態にならないため、また、要支援・要介護状態になった場合でもその状態を悪化させない日常生活の自立に向けた取組を推進します。また、介護給付費や介護保険料の増大を抑制し、持続可能な介護保険制度の確立を目指します。

	取組内容	現状 2017 (平成 29) 年度	目標 2020 (平成 32) 年度
1	地域密着型サービスの基盤整備 公募指定を活用し、地域のサービス提供体制等の実情に応じて、介護老人福祉施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護の整備を図ります。	サービス 未実施	サービス 実施
2	地域密着型介護サービス事業所に対する実地指導 地域密着型介護サービス事業所について、実地指導を行います。	未実施	指定 有効期間中に 1回以上
3	通所型サービスC事業（げんきアップ教室）の実施 ADL（日常生活動作）・IADL（手段的日常生活動作）の回復と向上を目的として、理学療法士等による6か月までの短期間に集中した訓練を実施します。	未実施	参加者 10名
4	いきいき百歳体操の実施 体操を通じた運動とグループ活動を5名のグループで週1回以上実施することにより、介護予防を推進します。	市内 13か所	市内 20か所
5	介護予防元氣いきいき事業 高齢者の自主的な介護予防活動のグループを立ち上げ、その活動を支援します。	市内 3か所	市内 10か所
6	個別ケア会議の開催 4 専門職（医師・理学療法士・管理栄養士・主任介護支援専門員）によるケアプランへの助言等を通じて、自立支援促進するプラン作成を支援します。	実施	毎月 1回 (1回 4ケース 検討)
7	ケアプランチェック 提出されたケアプランを無作為に抽出し、担当のケアマネジャーとともにチェックを行い、介護給付の適正化を目指します。	9 ケース	9 ケース

各論

第1章 高齢者福祉についての施策

基本目標1 生きがいつくりと社会参加の実現

〔施策の方向〕1 高齢者の社会参加に対する支援

現状と課題・方針

高齢者の増加及び団塊の世代の高齢期への到達等を背景として、定年退職や身体機能の低下等から自宅に引きこもりがちになる高齢者が増加することが考えられます。引きこもりがちな生活は、寝たきりや認知症等につながる可能性が高く、高齢になっても社会の一員として参加できる活動の場の確保や運営の支援を行っていきます。

具体的な施策

1	老人クラブへの支援
継続	高齢者の社会参加と生きがいつくり活動を促進する窓口として、市社会福祉協議会との連携により地域活動に貢献する老人クラブ活動を支援し、高齢者の仲間づくりを進めます。
2	生涯学習の推進・各種趣味の講座の開催
継続	高齢者の多種多様な生活課題を主体的に解決するための必要な知識や教養を身につけるよう、社会教育担当や市社会福祉協議会と連携し、生涯学習講座、仲間と趣味を学習する講座など高齢者の生きがいつくりを推進します。また、高齢者教室等、高齢者の学習意欲に応え、日頃の学習成果を発表する場も提供します。
3	文化活動・生涯スポーツの推進
継続	公共施設の利用促進を図り、高齢者の文化活動、生涯スポーツを推進します。
4	老人福祉センターの有効活用
継続	高齢者の介護予防、健康増進、教養の向上、レクリエーションに寄与する施設として、秋山老人福祉センター、八ツ沢老人福祉センターの有効活用を図ります。

〔施策の方向〕2 支援の担い手となる高齢者の育成・活動

現状と課題・方針

元気な高齢者やこれから高齢期を迎える市民が、地域の高齢者福祉をはじめとしたさまざまな分野の活動に参加し、地域支援の担い手として活躍することは、地域の活性化につながります。

地域活動で活躍する高齢者ボランティアや、高齢者同士での支援に関わる高齢者等サポーターの育成や支援を、引き続き行っていきます。

具体的な施策

1	高齢者ボランティアの育成
継続	介護予防などのサポーターや子育て支援などの福祉ボランティア、地域の安全を守る活動、まちづくりや環境ボランティアなど地域の課題に主体的に取り組む高齢者のボランティアを育成します。
2	高齢者ボランティア・ポイント制度の実施
継続	高齢者ボランティア・ポイント制度は、市社会福祉協議会の協力を得ながら、元気な高齢者の皆さんが、市内の特別養護老人ホームや高齢者世帯（一人暮らし高齢者を含む）などでボランティア活動を行い、その活動に応じて交付金などに交換する制度です。地域社会に貢献する喜びを味わいながら、ご自身の健康維持につなげられる福祉ボランティア活動を支援します。
3	高齢者等サポーター養成事業
拡充	地域で活動する高齢者の人材育成を図り、高齢者同士が助け合うサポーター制度を推進していきます。
4	高齢者の福祉活動への支援
継続	老人クラブ等が行う福祉ボランティア活動を支援します。

基本目標2 地域包括ケアシステムの構築

〔施策の方向〕1 地域包括ケアシステムの推進

現状と課題・方針

地域において提供されるサービスについて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的、包括的に提供できる「地域包括ケアシステム」を推進するため、市内全域を日常生活圏域として、地域包括支援センター等の相談機能の充実や関係機関との連携に努めています。

また、地域包括ケアシステムについて市民への周知を進めることにより、総合相談等で発見される地域課題を関係機関等で共有し、高齢者支援の充実に役立てていきます。

具体的な施策

1	地域包括支援センターの機能充実
継続	広報誌への掲載や民生委員の会議、認知症サポーター養成講習会等でPRし、相談しやすい体制づくりに取り組みます。また、認知症高齢者への対応強化を進めるなど中核拠点としての機能をより一層充実させます。
2	地域ケア会議
充実	認知症ネットワーク会議、多職種連携部会、権利擁護部会、地域づくり部会、個別ケア会議部会等の専門部会を設け、地域包括ケアシステムの推進を行います。
3	地域支援の総合相談
充実	地域包括支援センターにより、地域の高齢者に係る総合相談を実施します。
4	総合相談支援事業
継続	民間の社会福祉法人に委託し、介護に関することや高齢者に関する相談等に電話で24時間、365日応じます。
5	地域包括支援センター等による総合相談
拡充	介護保険に関する相談にとどまらず、保健福祉サービスの利用や介護家族の相談、高齢者の虐待、認知症に関すること、権利擁護に関する相談、その他高齢者にかかわる総合的な相談に応じます。また、夜間、休日の相談にも応じる体制を維持します。
6	地域包括ケア病床の開設
継続	急性期病棟からの転院受け入れと在宅患者の急変時受け入れを行い、回復期医療として在宅復帰促進を目的とした病床の確保・設置を進めていきます。

〔施策の方向〕2 専門的な人材の育成

現状と課題・方針

認知症高齢者、高齢者のみ世帯、医療を必要とする在宅高齢者等の増加に伴い、介護ニーズは高度化・多様化しています。このような介護ニーズに対応できる人材の質的向上を図る支援を行っていきます。

具体的な施策

1	介護相談員の育成
継続	施設、在宅のサービス利用者の相談や、利用者の状況、サービス利用上の問題等の把握などを行い、利用者と保険者との橋渡し役を担う民生委員や一般市民の協力を得るなかで、高齢者等サポーター養成講座を実施し育成・活用します。
2	訪問調査員の研修
継続	市で行う定期的な会議や県の研修会への参加により、訪問調査員の質の向上に取り組むとともに、調査の公平性に努めます。
3	看護師等修学資金制度の充実
充実	医療体制のさらなる整備を目的として、看護業務従事予定者に対して修学期間中、資金を貸与する看護師等修学資金貸与制度の周知を図り、看護従事者の確保と新しい医療ニーズへの対応を進めていきます。

〔施策の方向〕3 地域の見守り活動の充実

現状と課題・方針

地域全体で高齢者を支えていくために重要なのは、専門職の関わりや公的なサービスだけではなく、身近な近所で行われる見守りや困ったときの助け合いのできる住民同士のつながりです。

地域で暮らす誰もがともに支え合い助け合う関係づくりを目指し、住民がボランティアや認知症サポーター等としての役割を持って活躍できるよう、育成や支援を行っていきます。

具体的な施策

1	認知症サポーターの育成
継続	地域に認知症の正しい知識を普及したり、関係する多職種と連携して、認知症の人と家族を支援する認知症専門のボランティアを育成します。
2	高齢者等サポーター養成事業（再掲）
拡充	地域で活動する高齢者の人材育成を図り、高齢者同士が助け合うサポーター制度を推進していきます。
3	ボランティア活動の促進
継続	市民への啓発活動を展開し、市社会福祉協議会と連携しながら、各種団体や自治会等の自治組織、企業等によるボランティア活動を促進するなど、地域ぐるみでの福祉活動を推進します。
4	友愛訪問
継続	市社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員による友愛訪問を実施するとともに、高齢者への情報提供や福祉ニーズの把握を目指します。
5	食の自立支援事業
継続	一人暮らし高齢者及び高齢者世帯のうち虚弱な人がいる世帯で、住民税非課税世帯の人を対象に、安否確認も併せて行いながら、食事を配食します。

〔施策の方向〕4 地域福祉の推進

現状と課題・方針

「住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的、包括的に提供される」地域包括ケアシステムや、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の考え方にに基づき、高齢者を含めた誰もが支え合い・助け合う地域社会づくりを目指した地域福祉体制を推進していきます。

具体的な施策

1	地域福祉体制の整備
継続	上野原市地域福祉計画に基づき、高齢者や障害者が地域においてともに生活する環境を整備するため、市民が自主的に活動する地域福祉体制を確立します。
2	福祉社会づくりの推進
継続	市と市民、自治会、市社会福祉協議会、ボランティア、NPO等とが協働・連携し、上野原市の新しい地域福祉・文化づくりを推進します。

基本目標3 質の高い介護サービスの提供

〔施策の方向〕1 情報提供の充実

現状と課題・方針

高齢者の心身の状況や意向に沿った適切な介護サービスが選択できるよう、市における相談窓口や高齢者や介護に関する制度の内容、介護サービス事業者の情報等を公表していきます。公表にあたっては、「広報うえのはら」や市ホームページ、パンフレット等を活用して、市民や市外に住む家族等が情報を入手しやすい方法を整備していきます。

具体的な施策

1	介護保険制度の周知
継続	サービスの利用促進とともに、介護保険制度の意義や認定、適切な利用について周知を図ります。
2	介護保険ガイドブックの作成
継続	介護保険の仕組みや申請、利用方法、事業者の一覧などを掲載したガイドブックを作成・配布し、介護保険制度の理解を高めながら、正しい利用についても周知していきます。
3	広報誌・市ホームページによる情報提供
継続	引き続き、「広報うえのはら」に介護保険関連情報を掲載していくとともに、介護保険の仕組みや申請など利用に関する情報収集が24時間可能となるよう、また、家族が市外にいる人にとっても、当市の介護保険サービス情報が把握できるよう、市ホームページの充実とその更新に努めます。
4	高齢者に配慮した情報提供
継続	加齢による視覚や聴覚の変化に配慮した情報提供を、ボランティアの活用も視野に入れて行います。

〔施策の方向〕2 介護サービス提供体制の充実

現状と課題・方針

介護給付費や介護保険料が増大することを抑制できるよう、要支援・要介護認定やケアマネジメント等の点検や市民の経済状況に応じた保険料の設定を行います。あわせて、介護保険サービス利用の際に立てる「介護サービス計画」を作成しているケアマネジャーの資質の向上を通じて、介護保険サービスが利用者に対して適切に提供できるようにしていきます。

具体的な施策

1	介護給付費適正化事業
継続	適正な保険給付の確保のために、国保連合会から提供される介護給付費適正化データを活用し、サービス利用者に介護保険サービスの利用明細を通知するとともに、定期的な給付管理を行います。
2	市独自の保険料徴収猶予
継続	震災、風水害等による被災、災害等により世帯の生計を主として維持する人が死亡したり障害者となった場合、事業・業務の休廃止、失業した場合や干ばつ、冷害等による農作物の不作等の場合には、納付義務者からの申請によって6か月以内の期間に限って保険料の徴収を猶予します。
3	介護保険運営協議会の運営
継続	地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスの指定、取り消し、指定基準の設定等を実施するにあたり、協議を行う場となる介護保険運営協議会の意見を踏まえながら、サービス提供体制の整備に取り組みます。
4	ケアマネジャー・ケアプラン指導研修事業
継続	県の研修等により、ケアマネジャーのスキルアップを図りながら、インフォーマルサービスも視野に入れたより充実したケアプランの作成を目指します。また、地域包括支援センターによりケアマネジャーの抱える支援困難ケースへの支援も行います。
5	ケアマネジャーへのサービスの適切な利用に関する啓発とケアプランの点検
継続	適切なケアプランの作成に向けてケアマネジャーへの啓発を進めていきます。また、ケアプランに対する定期的な点検も行います。
6	ケアマネジャーへの安全性の向上に関する啓発
継続	サービス提供時の事故防止や緊急時の対応などの啓発を行うとともに、ヒヤリハットについて意見交換などの機会を設け、事故防止への意識を高め、緊急時の対応力を高めていきます。

7	ケアマネジャー定例連絡会の開催
継続	ケアマネジャーの相互の能力向上を図るため、引き続き定例連絡会を開催し、利用者の適切なサービス利用を推進します。また、研修会の開催や自主的活動もあわせて支援し、高度なケアプランの作成を目指します。
8	介護サービス事業者の育成と支援
継続	サービス事業者連絡会を開催し、事業者間の連携を図り、サービスの総合的な向上を図るとともに、適正なサービス提供についても周知していきます。
9	訪問介護サービス従事者の育成と支援
継続	訪問介護サービス従事者の研修会と連絡会を開催し、ケーススタディなどにより事故防止や緊急時等の対応能力を高め、サービスの質の向上を図ります。
10	サービス事業者への啓発
継続	サービス提供時の事故防止や緊急時の対応力などの啓発を行うとともに、事業所内の事故防止の徹底と職員一人ひとりの対応力を高めるよう協力を求めています。また、県の指定様式による「事故報告書」の提出を徹底させ、その内容精査により再発防止を指導していきます。

〔施策の方向〕3 高齢者福祉サービスの充実

現状と課題・方針

市では、2017年度（平成29年度）から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始しました。総合事業におけるサービスや市独自のサービスの提供を通じて、高齢者のニーズに応じた多様な高齢者福祉サービスを充実させていきます。

具体的な施策

1	総合事業対象者把握の実施
継続	総合事業サービス利用希望者全員に対し、基本チェックリストにより生活機能のチェックを行うとともに、保健師等の訪問活動、市内関係機関との連携、医療機関や民生委員・児童委員等からの連絡、本人、家族からの連絡をもとに、生活機能が低下している高齢者を把握します。
2	高齢者実態把握事業
継続	高齢者の実態を把握し、在宅介護についての各種相談への対応、公的保健福祉サービスの啓発、連絡調整、利用申請手続き、介護機器の紹介・選定・指導等を行います。
3	未利用者のフォロー
継続	要介護認定を受けながらサービスを利用しない人には、認定更新時に状態を把握し、適切なサービス利用などの情報提供や相談などにより状態の悪化の防止に努めます。
4	移送サービス
継続	車椅子利用可能な車両を使用し、在宅の要介護老人等に対し移送サービスを提供することで、要支援者の交通不便の解消を図ります。また、福祉車両で移送を必要とする人に、より多く利用していただくため、対象者の基準を見直し、総合事業の枠組みでも実施できるように事業内容を検討します。
5	デマンドタクシーの利用の促進
継続	生活の利便性向上のため、予約のあった時のみ運行するデマンドタクシーについて、高齢者が使いやすい交通手段の構築に努めます。
6	生活支援短期宿泊
継続	基本的な生活習慣の欠如や対人関係が成立しないなど、いわゆる社会適応が困難となった高齢者を軽費老人ホーム等に一時的に宿泊させて、生活習慣等の指導を行います。

基本目標4 介護予防及び認知症施策の推進

〔施策の方向〕1 介護予防施策の推進

現状と課題・方針

高齢者が要介護状態になることの予防や、要介護状態などの軽減・重度化を防止することは、高齢者自身が望む日常生活が送れるようになることとともに、家族介護者の負担を軽減し、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することにもつながります。

介護予防事業については、日常生活圏域ニーズ調査（基本チェックリスト）で判定した要介護状態となるおそれの高い高齢者（二次予防対象者）を介護予防事業に勧奨してきましたが、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の開始にあたり、今後は市内在住の全ての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」として、事業を展開していきます。

具体的な施策

1	介護予防ケアマネジメント
継続	地域包括支援センターにおいて、生活機能が低下している高齢者を把握した場合、その高齢者が介護予防事業の対象者かどうか選定し、アセスメントしていくことで自らの改善点や自立への意欲を引き出し、それぞれに適した介護予防プランを作成します。また、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、モニタリングを行い、最終的に効果の評価を行います。
2	地域介護予防活動支援事業
新規	要支援・要介護状態等となることの予防を目的に、運動器の機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、うつ予防・支援、認知症予防・支援を行う「元氣いきいき事業」や「いきいき百歳体操」等を実施するとともに、事業の成果も評価します。
3	介護予防普及啓発事業
新規	研修会やサロン等への訪問を通じ、住民に対する介護予防に関する知識の普及や啓発を行います。
4	介護予防の普及
継続	自発的に介護予防への関心を高めるよう、「広報うえのはら」、パンフレット、市ホームページなどにより介護予防に関する情報の提供を行います。また、市社会福祉協議会との連携により、ふれあいきいきサロンや公民館活動等、高齢者の集まる機会を捉え、啓発活動を行っていきます。さらに買い物が困難な市民も視野に入れていきます。
5	介護予防手帳の配布
継続	医療機関の受診状況や健康診査の受診状況、健康相談や介護予防情報等の記録を記入し、自分の健康記録を継続的に管理することができるよう、介護予防手帳を配布するとともに、活用方法について説明するなど、手帳の有効な利用を促します。

〔施策の方向〕2 認知症施策の推進

現状と課題・方針

認知症についての正しい知識の普及・啓発や認知症高齢者への支援に関する施策は、前期計画から取り組んでいる内容です。特に、認知症高齢者は早期発見・早期治療により生活上の障害を軽減できることや環境変化の影響を受けやすいことに留意し、住み慣れた地域においてできる限り継続して日常生活を送ることができるよう、支援体制の整備を図ることが必要です。

また、65歳未満で認知症を発症する「若年性認知症」の方に対して、社会で活躍中の年齢で発症することにより、経済面や就労において高齢者とは異なる困りごとがあることを理解した上で、支援を推進していきます。

認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員、認知症サポーター等の設置等を地域支援事業として位置づけ、県及び関係機関などと連携しながら、認知症への取組を強化していきます。

具体的な施策

1 認知症初期集中支援推進事業	
継続	医療系・介護系の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、サポート医と連携してアセスメントや家族支援などの初期支援を包括的、集中的に行い、医療や介護につなげ、在宅生活の支援を行います。
2 認知症地域支援推進員の設置	
継続	認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう介護、医療、地域支援機関等の連携や認知症の人やその家族を支援する相談等を行います。
3 認知症高齢者等見守り事業	
継続	認知症高齢者等の見守りや、行方不明になられた人の早期発見・保護を行うためのSOSネットワークを推進し、認知症早期発見のための事業を実施します。
4 認知症サポーター・キャラバンメイトの育成	
充実	地域に認知症の正しい知識を普及したり、関係する多職種と連携して、認知症の人と家族を支援する認知症専門のボランティアの育成に取り組んでいきます。
5 認知症スクリーニング検査の実施	
継続	認知症の早期発見、早期支援のために市で実施する特定健診等と合わせて実施します。
6 認知症支援ネットワーク会議の設置	
継続	認知症支援を推進するため、関係機関のネットワークを活用し、早期発見、早期対応のための連携を図り、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

〔施策の方向〕3 健康づくりに対する支援

現状と課題・方針

高齢者を対象とした健康教育や特定健診等の取組を通じて、要介護状態につながるおそれのある生活習慣病等の予防に結びつくよう、支援を行います。

また、市民全体に対する健康教育を実施し、若い世代からの健康づくりや介護予防の重要性についての普及・啓発に努めます。

具体的な施策

1	上野原市健康増進計画の推進
継続	「健康で自立した生活を送ることができる期間（健康寿命）の延伸」と「QOL（生活の質）の向上」を目指し、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康」「たばこ」「アルコール」「歯の健康」「生活習慣病対策・健康管理」「がん対策」を推進します。計画の推進にあたっては、市食生活改善推進員や市愛育連合会など健康づくりを支援する各種団体や民生委員・児童委員協議会をはじめとする各種団体と連携を図り、地域総ぐるみの健康づくりに取り組みます。
2	健康教育の推進
継続	健診受診者で肥満（BMI 25以上）となった高齢者に対し、要介護の原因の多くを占めるロコモティブシンドロームや低栄養を予防するため、市民が食生活や運動の実施について意識を高めていけるよう、事業を実施していきます。
3	国民健康保険特定健康診査等実施計画の推進
継続	市国民健康保険加入者について、糖尿病等の生活習慣病予防に向けて、自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うよう特定健診受診のすすめと、特定保健指導の実施率の向上を目指します。
4	後期高齢者医療健康診査の実施
継続	75歳以上の住民及び一定の障害のある65歳から74歳までの住民を対象に、特定健診を実施し、生活習慣病の早期発見、早期治療につなげます。
5	かかりつけ医・かかりつけ歯科医（ホームドクター）づくりの促進
継続	元気なうちから、かかりつけ医やかかりつけ歯科医（ホームドクター）を持ち、自己の健康管理を継続的に行うことの必要性を普及・啓発します。
6	高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌予防接種の実施
継続	高齢者のインフルエンザ及び肺炎の発病、重症化の防止を目的に、「予防接種法」に基づき、個別に医療機関でインフルエンザ及び肺炎球菌の予防接種を実施します。また、指定医療機関で実施する場合の接種費用の一部を助成します。

〔施策の方向〕4 家族介護者に対する支援

現状と課題・方針

市で実施した「在宅介護実態調査」を通じて、要介護者の介護に携わる家族の状況が明らかになりました。配偶者、子やその配偶者等がその役割を担う割合が高く、介護者の年齢は60歳代以上が回答者の半分以上を占めていました。

要介護者だけでなく家族介護者の高齢化も進展している背景や、家族だけで介護についての困りごとを抱え込むことがないように、地域密着型サービス等の柔軟なサービス支援や、介護経験者等の交流事業等を通じて、家族介護者の負担の軽減を図ります。

具体的な施策

1	地域密着型サービスの充実
充実	認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、地域密着型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護等を展開し、高齢者が安心して介護サービスを受けられるよう柔軟なサービスを展開します。
2	家族介護慰労金支給事業
継続	介護保険制度における要介護4・5の要介護認定者等を在宅で介護している人に対し、その労をねぎらい、家族介護者の負担軽減を図ります。
3	介護者交流事業
充実	市社会福祉協議会等と協力して、「介護者交流事業」を充実していきます。
4	介護相談
充実	介護家族の総合的な相談に応じていきます。
5	介護慰労金支給訪問慰労事業
継続	家族介護慰労金支給対象者の家庭を介護相談員が訪問し、介護者の相談等に応じていきます。

基本目標5 安全・安心な暮らしができるまちづくり

〔施策の方向〕1 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

現状と課題・方針

安全・安心に暮らせるまちづくりは、地震や火災等の災害時だけではなく、普段の生活における住環境の整備にも求められます。また、高齢者の社会参加を促進するために、外出する環境が安全であることは重要な要素であり、あらゆる人が利用しやすい道路や公共施設等の環境整備を推進していきます。

具体的な施策

1	緊急通報システム
継続	災害及び緊急事故の発生時における緊急通報体制の充実を図るとともに、迅速・的確な活動のための関係機関との連携を強化していきます。
2	健康管理ふれあいキット
継続	一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯の人を対象に、救急時に必要な医療情報などを保管する健康管理ふれあいキットを配布します。
3	軽費老人ホームの確保
継続	一人暮らしや高齢夫婦世帯で、身体機能の低下等により生活に不安がある人の生活施設の支援を行います。
4	養護老人ホームの確保
継続	65歳以上で環境上の理由及び経済的理由で、居宅での生活が困難な人への生活施設を提供します。
5	高齢者住宅等の情報提供
継続	サービス付き高齢者住宅等の情報提供を行います。
6	公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進
継続	障害の有無や年齢にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化の推進を図るとともに、計画段階からのユニバーサルデザイン化を検討していきます。歩道の段差解消や安全な道路交通環境を整備し、障害のある人の歩行の安全確保、事故防止を図ります。また、公園等のバリアフリー化を推進するとともに、障害のある人が利用しやすいトイレの設置に努めます。
7	民間建築物の整備改善の促進
継続	不特定多数の市民が利用する商業施設や銀行、病院などの民間建築物を中心としたバリアフリー化に取り組むとともに、ユニバーサルデザイン化の促進を図ります。

〔施策の方向〕2 虐待防止・権利擁護・成年後見制度の推進

現状と課題・方針

高齢者が介護する家族や施設等の職員から身体的・心理的・性的・経済的な虐待や介護・世話の放棄・放任を受けている場合は、速やかに通報・相談に対応するとともに、地域包括支援センター等の関係機関と連携して、高齢者虐待の早期発見・発生予防に努めます。

また、認知症や障害等のため意思能力・判断能力が十分ではない高齢者や虐待を受けている高齢者のために、権利擁護事業や成年後見制度等によって日常生活を法律的に保護し、安心して生活を送れるように支援していきます。

具体的な施策

1	高齢者虐待防止（総合相談事業）
継続	高齢者虐待防止ネットワークのほか、様々な社会資源との連携、高齢者への戸別訪問、同居していない家族や近隣からの情報収集等により、虐待防止を図ります。
2	日常生活自立支援事業（権利擁護事業）
継続	判断能力が不十分な高齢者に対し、金銭管理や契約手続きの手伝いなど、市社会福祉協議会が行っている権利擁護事業の利用支援を行います。
3	成年後見制度の利用支援
継続	高齢者の尊厳を守り、地域で安心して暮らせるように、地域包括支援センターにおいて成年後見制度の相談窓口の設置と利用の助成を行います。また、市社会福祉協議会が行っている権利擁護事業とも連携し、その活用促進を図ります。
4	市長の法定後見（補助・保佐・後見）開始の審判等の申立権の活用
継続	判断能力が不十分な人の保護・支援を図るため、市長の法定後見（補助・保佐・後見）開始の審判等の申立権の適切な活用を図ります。
5	高齢者虐待緊急一時保護支援事業
継続	虐待を受けている高齢者に対して、介護保険施設等に緊急一時保護を行います。

〔施策の方向〕3 防災・災害時対策の推進

現状と課題・方針

高齢者をはじめ市民の誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりが求められています。特に、災害時の避難や避難所での生活に不安を抱く高齢者等は多く、地域住民と一体となった災害に強い地域づくりが必要です。

地震や火災等の災害発生時に、特に一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の住民が、安全かつ迅速に避難できるよう、庁内の防災関係部署や地域住民、自治会、民生委員・児童委員、関係団体等との連携により、要援護者支援体制及び防災体制の確立に努めます。

具体的な施策

1	地域防災計画の推進
継続	「上野原市地域防災計画」に基づく、障害のある人や高齢者等災害時要援護者の把握、予防対策、支援体制の確立を目指します。また、福祉施設等の予防対策、情報伝達・避難誘導・避難経路・避難場所対策、防火対策などの充実を図ります。加えて、要援護者対策について平常時からの啓発・普及を行います。
2	緊急通報システムの充実（再掲）
継続	災害及び緊急事故の発生時における緊急通報体制の充実を図るとともに、迅速・的確な活動のための関係機関との連携を強化していきます。
3	要援護者支援体制及び地域防災体制等の確立
継続	「上野原市地域防災計画」に基づき、災害時に自力で避難できない災害時要援護者の把握に努め、区長会・自治会等の協力のもとに避難所への避難誘導の支援を図ります。また、災害時要援護者支援マニュアル、要援護者台帳システムの構築により、災害時要援護者の支援体制を整備します。
4	地域防火体制の確立
継続	火災から高齢者や障害のある人を守る防火対策に取り組みます。

〔施策の方向〕4 交通安全・防犯対策の推進

現状と課題・方針

交通事故の死者数は減少傾向にある一方、高齢者が占める割合が高くなっています。さらに、高齢者が交通事故の被害者だけでなく、加害者になるケースも増えています。高齢者が歩行中や運転中に事故に巻き込まれないよう、設備の整備を進めるとともに、交通安全についての学習を実施します。

高齢者が普段の生活の中で遭遇しやすい犯罪を防止するため、防犯協会や警察署等の関係機関と連携し、地域ぐるみにより防犯活動を推進します。さらに、地域での見守り・声かけや緊急時の連絡体制整備等の自主防犯活動を支援していきます。

具体的な施策

1	交通安全施設の整備
継続	交通体系や交通情勢の変化に応じた、より効果的な交通安全施設の整備を進めます。
2	安全に関する学習機会の充実
継続	交通事故や犯罪などから自分の身を守る意識を高めるよう、学習機会の充実を図ります。
3	地域防犯体制の確立
継続	地域における高齢者や障害のある人の防犯意識の普及・啓発を図るとともに、防犯パトロールなど地域安全活動を推進していきます。
4	防犯体制の整備
継続	高齢者の生活と財産を守るため、地域包括支援センターや関係機関との連携、地域住民の協力により地域の防犯体制を整備します。

第2章 介護保険サービス見込量と確保のための方策

介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護保険サービスの量と質の確保に努めるとともに、介護保険事業を円滑に運営するために、介護給付の適正化、低所得者にも配慮した介護保険料の設定、事業者への適正な指導等を行います。

※見込量のうち、2017年度（平成29年度）は見込値。

月あたり実績値/見込値を年あたりの数値に換算し、小数点第1位以下を四捨五入している。

1. 介護保険サービス量の実績と見込み

介護保険サービスには、自宅で「訪問」「通所」「宿泊」について利用できる「居宅サービス」、原則として市内在住の方のみ利用できる「地域密着型サービス」、入所においてサービスが受けられる「施設サービス」があります。

サービスの見込量については、2015年度（平成27年度）から2016年度（平成28年度）までの実績及び2017年度（平成29年度）実績見込みを考慮し、かつ、サービスの必要性や需要を予測するとともに、制度改正の状況も踏まえて推計しています。

（1）居宅サービス

自宅で利用できるサービスです。「訪問」「通所」「短期入所」の3種類があり、このほかに福祉用具貸与などを組み合わせて利用できます。

① 訪問介護／介護予防訪問介護

介護福祉士や訪問介護員によって提供される入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの日常生活を送る上で必要な介護を受けられるサービスです。

介護予防訪問介護は、2018年度（平成30年度）以降、「介護予防・日常生活支援総合事業」の介護予防・生活支援サービス事業に移行することになっています。

	(西暦) (平成)	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 37年度
		2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護	人/年	1,698	1,734	1,838	1,812	1,848	1,896	1,956
	回/年	32,347	34,543	38,302	39,000	37,606	37,284	47,029
介護予防	人/年	463	383	352				

② 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

家庭での入浴が困難な高齢者に対して、介護福祉士などが居宅に浴槽設備や簡易浴槽を持ち込んで、入浴の介助を行うサービスです。

	(西暦) (平成)	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)			2025 37年度
		2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護	人/年	286	360	469	528	600	732	900
	回/年	1,225	1,589	2,205	3,032	3,774	5,219	9,223
介護予防	人/年	0	0	0	0	0	0	0
	回/年	0	0	0	0	0	0	0

③ 訪問看護／介護予防訪問看護

看護師等が居宅を訪問して、療養に関わる世話や診療の補助を行うサービスです。

	(西暦) (平成)	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)			2025 37年度
		2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護	人/年	388	454	546	648	780	912	1,056
	回/年	2,360	2,588	3,837	3,822	5,292	7,241	12,288
介護予防	人/年	0	0	0	12	12	12	12
	回/年	0	0	0	12	12	12	12

④ 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問して、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けるリハビリテーションを行うサービスです。

	(西暦) (平成)	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)			2025 37年度
		2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護	人/年	34	3	0	36	36	36	36
	回/年	270	22	0	36	36	36	36
介護予防	人/年	0	0	0	0	0	0	0
	回/年	0	0	0	0	0	0	0

⑤ 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、薬の飲み方や食事等の療養上の管理・指導を行うサービスです。

	(西暦) (平成)	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)			2025 37年度
		2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護	人/年	472	470	653	696	780	876	1,008
介護予防	人/年	2	18	12	12	12	12	12

⑥ 通所介護（デイサービス）／介護予防通所介護

施設に通い、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送る上で必要な介護や機能訓練を受けられるサービスです。

介護予防通所介護は、2018年度（平成30年度）以降、「介護予防・日常生活支援総合事業」の介護予防・生活支援サービス事業に移行することになっています。

	(西暦) (平成)	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 37年度
		2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護	人/年	4,469	3,457	3,626	3,684	3,648	3,624	3,468
	回/年	44,504	34,703	37,492	39,918	40,946	42,278	46,772
介護予防	人/年	530	494	382				

⑦ 通所リハビリテーション（デイケア）／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院や診療所に通い、心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けるリハビリテーションが受けられるサービスです。

	(西暦) (平成)	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 37年度
		2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護	人/年	1,101	962	916	864	888	936	984
	回/年	7,684	6,181	5,751	5,258	5,260	5,341	4,226
介護予防	人/年	242	138	130	60	48	24	24

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）／介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等の施設に短期間入所して、施設で行われる入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送る上で必要な介護や機能訓練を受けられるサービスです。

	(西暦) (平成)	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 37年度
		2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護	人/年	965	1,049	1,234	1,440	1,764	2,208	2,448
	日/年	9,984	10,319	12,654	15,811	20,879	28,016	39,092
介護予防	人/年	41	4	11	24	24	24	24
	日/年	218	30	178	24	24	24	24

⑨ 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設等の施設に短期間入所して、看護、医学的な管理の必要となる介護や機能訓練、そのほかの療養上で必要な医療や介護を受けられるサービスです。

	(西暦) (平成)	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)			2025 37年度
		2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護	人/年	118	135	107	96	96	96	96
	日/年	906	1,154	608	240	96	96	96
介護予防	人/年	0	0	0	0	0	0	0
	日/年	0	0	0	0	0	0	0

⑩ 特定施設入所者生活介護／介護予防特定施設入所者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入居している要介護認定者に対して、その施設が提供するサービス内容等を定めた計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言等、日常生活を送る上で必要な介護を受けられるサービスです。

	(西暦) (平成)	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)			2025 37年度
		2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護	人/年	109	101	101	132	144	168	204
介護予防	人/年	22	13	11	12	12	12	12

⑪ 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

日常生活の維持・向上に必要な福祉用具を貸与するサービスです。

	(西暦) (平成)	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)			2025 37年度
		2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護	人/年	4,371	4,633	4,997	4,752	4,872	5,016	5,400
介護予防	人/年	335	393	401	408	600	720	864

⑫ 特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費

福祉用具のうち、入浴や排泄の際に用いられるなど、貸与にはなじまないもの(特定福祉用具)の購入費を支給するサービスです。

	(西暦) (平成)	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)			2025 37年度
		2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護	人/年	82	84	71	72	72	72	84
介護予防	人/年	13	16	24	36	36	36	36

⑬ 住宅改修／介護予防住宅改修

自宅で生活をするための環境を整えるため、手すりの取り付けや段差の解消等の介護に必要な住宅改修を行った場合に、その費用を支給するサービスです。

	(西暦) (平成)	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)			2025 37年度
		2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護	人/年	43	57	68	72	84	84	96
介護予防	人/年	15	17	18	12	12	12	12

⑭ 居宅介護支援／介護予防支援

居宅サービス等を適切に利用できるように、要介護(要支援)認定者の心身の状態・環境・本人の希望等をもとに居宅サービス計画(介護予防サービス計画)を作成します。その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者等と連絡・調整を行うサービスです。

	(西暦) (平成)	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)			2025 37年度
		2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護	人/年	7,069	7,394	7,829	7,908	8,064	8,316	8,748
介護予防	人/年	1,270	1,115	1,065	1,032	936	864	828

(2) 地域密着型サービス

認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように創設されたサービスです。事業者の指定や監督を行うのは市町村で、原則として、利用者は市内在住の方となります。施設等の規模が小さいので、利用者のニーズにきめ細かく対応することができます。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回や利用者からの連絡によって、利用者の居宅を訪問して行われる入浴、排泄、食事などの介護や療養生活を支援するための看護、そのほかの日常生活を送る上で必要な介護を受けられるサービスです。

	(西暦) (平成)	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)			2025 37年度
		2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護	人/年	0	0	0	0	0	120	120

② 夜間対応型訪問介護

夜間帯の定期的な巡回や利用者からの連絡によって、利用者の居宅を訪問して行われる入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要な介護を受けられるサービスです。

	(西暦) (平成)	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)			2025 37年度
		2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護	人/年	0	0	0	0	0	0	0

③ 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症のある人が施設に通い、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送る上で必要な介護や機能訓練を受けられるサービスです。

	(西暦) (平成)	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)			2025 37年度
		2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護	人/年	0	1	0	0	0	0	12
	回/年	0	9	0	0	0	0	12
介護予防	人/年	0	0	0	0	0	0	0
	回/年	0	0	0	0	0	0	0

④ 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

利用者の居宅、または利用者のサービス拠点への通所や短期間の宿泊により提供される、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送る上で必要な介護や機能訓練を受けられるサービスです。

	(西暦) (平成)	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)			2025 37年度
		2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護	人/年	130	122	101	84	84	84	84
介護予防	人/年	10	11	3	0	0	0	0

⑤ 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症かつ「要介護」と認定された人を対象に、利用者が共同生活を送る住居で提供される、入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの日常生活を送る上で必要となる介護を受けられるサービスです。

	(西暦) (平成)	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)			2025 37年度
		2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護	人/年	190	214	220	264	288	324	420
介護予防	人/年	3	0	0	0	0	0	0

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームで、入居者が要介護者とその配偶者等に限られ、入居定員が29人以下の施設(地域密着型特定施設)において、その施設が提供するサービス内容等を定めた計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言等、日常生活を送る上で必要な介護を受けられるサービスです。

	(西暦) (平成)	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)			2025 37年度
		2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護	人/年	0	0	0	0	0	0	0

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29名以下の介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設）において、その施設が提供するサービス内容等を定めた計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの日常生活や療養に必要な介護や機能訓練を受けられるサービスです。

	(西暦) (平成)	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 37年度
		2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護	人/年	342	348	381	348	348	696	696

⑧ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

利用者の居宅、または利用者のサービス拠点への通所や短期間の宿泊により提供される、入浴、排泄、食事などの介護や療養生活を支援するための看護、そのほかの日常生活を送る上で必要な介護や機能訓練を受けられるサービスです。

	(西暦) (平成)	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 37年度
		2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護	人/年	0	0	0	0	0	348	348

⑨ 地域密着型通所介護

2016年度（平成28年度）より開始され、デイサービス等で提供される、入浴、排泄、食事などの介護や療養生活を支援するための看護、そのほかの日常生活を送る上で必要な介護や機能訓練を受けられるサービスです。

	(西暦) (平成)	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 37年度
		2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護	人/年		1,346	1,456	2,760	4,080	5,400	6,600
	回/年		12,072	12,558	23,429	34,392	45,176	50,341

(3) 施設サービス

入所においてサービスを受けられる施設が3種類あります。

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上）において、その施設が提供するサービス内容等を定めた計画に基づいて、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス、機能訓練、健康管理及び療養上のサービスを提供する施設です。

		第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 37年度	
		(西暦) (平成)	2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度		2020 32年度
介護	人/年		1,671	1,692	1,670	1,704	1,704	1,704	1,848

② 介護老人保健施設（老人保健施設）

その施設が提供するサービス内容等を定めた計画に基づいて、看護、医学的な管理の必要となる介護、機能訓練、そのほかの必要な医療、日常生活上のサービスを提供する施設です。

		第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 37年度	
		(西暦) (平成)	2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度		2020 32年度
介護	人/年		1,143	1,173	1,342	1,320	1,320	1,320	1,848

③ 介護療養型医療施設（療養病床）

療養病床等のある病院または診療所で、その施設が提供するサービス内容等を定めた計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的な管理の必要となる介護、そのほかのサービス、機能訓練、そのほかの必要な医療を提供する施設です。

医療保険制度改革／診療報酬・介護報酬同時改定において、介護療養型医療施設は廃止が決定されましたが、老人保健施設等への転換が進んでいないことから、経過措置期間が2023年度（平成35年度）末まで延長されています。

	(西暦) (平成)	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 37年度
		2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護	人/年	45	35	7	12	12	12	

④ 介護医療院

2017年（平成29年）に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、新たに創設されました。

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新しい種類の介護保険施設です。

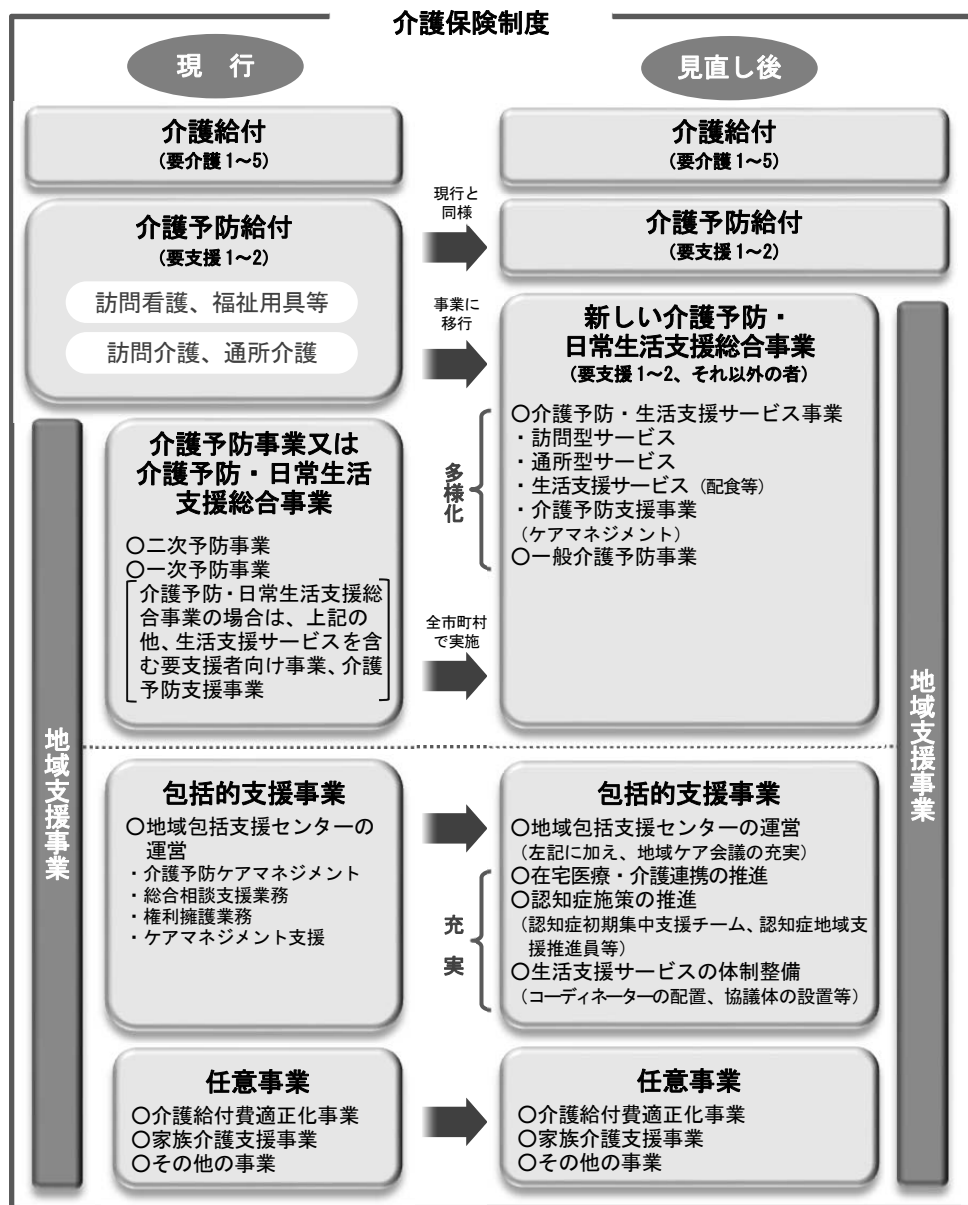
介護療養型医療施設（療養病床）からの転換が可能となることから、事業所や地域の意向を踏まえ、検討を進めていきます。

	(西暦) (平成)	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 37年度
		2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護	人/年				12	12	12	12

2. 地域支援事業費の見込み

本市では、介護予防・日常生活支援総合事業を2017年度（平成29年度）より開始しました。

【介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の構成】



(1) 介護予防・生活支援サービス事業費

単位:千円

(西暦) (平成)	第7期計画(見込)		
	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度
介護予防・生活支援サービス事業費 (第1号訪問事業、第1号通所事業、 第1号生活支援事業)	31,250	32,031	32,831
介護予防ケアマネジメント事業費	4,278	4,384	4,493
一般介護予防事業費	3,930	4,028	4,128
審査支払手数料	70	71	72
総合事業費清算金	556	569	583
合計	40,084	41,083	42,107

(2) 包括的支援事業・任意事業費

単位:千円

(西暦) (平成)	第7期計画(見込)		
	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度
総合相談事業費	4,402	4,512	4,624
権利擁護事業費	1,105	1,132	1,160
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	13,031	13,356	13,689
任意事業費	15,666	16,057	16,458
在宅医療・介護連携推進事業費	5,687	5,829	5,974
生活支援体制整備事業費	4,112	4,214	4,319
認知症総合支援事業費	7,230	7,410	7,595
地域ケア会議推進事業費	151	154	157
合計	51,384	52,664	53,976

(3) 地域支援事業費合計

単位:千円

(西暦) (平成)	第7期計画(見込)		
	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度
介護予防・生活支援サービス事業費	40,084	41,083	42,107
包括的支援事業・任意事業費	51,384	52,664	53,976
合計	91,468	93,747	96,083

3. 介護保険サービス費と保険料の適正化

(1) 介護保険サービス費用の実績及び推計

① 介護サービス費

単位：千円

(西暦) (平成)	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)			2025 37年度
	2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
居宅サービス	841,861	748,740	833,695	878,284	950,338	1,061,180	1,308,808
訪問介護	87,458	93,173	105,372	105,259	99,891	97,976	123,697
訪問入浴介護	14,272	18,455	26,172	35,514	44,246	61,222	108,260
訪問看護	15,090	15,722	21,771	23,655	32,208	43,631	75,270
訪問リハビリテーション	766	65	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	3,731	3,809	5,156	4,935	5,475	6,129	7,094
通所介護	377,626	281,277	311,530	329,305	339,466	352,394	394,969
通所リハビリテーション	70,376	57,362	54,874	49,892	50,663	52,402	41,591
短期入所生活介護	84,953	85,014	106,605	130,625	173,481	233,193	323,609
短期入所療養介護	8,487	10,758	6,188	2,409	973	0	0
特定施設入居者生活介護	21,885	20,055	20,291	27,214	30,232	36,025	43,387
福祉用具貸与	58,197	62,393	67,720	61,327	62,051	63,189	68,886
特定福祉用具販売	2,356	2,409	1,862	2,191	2,191	2,302	2,705
住宅改修	6,144	6,664	8,293	7,854	9,127	9,127	10,401
居宅介護支援	90,521	91,582	97,860	98,104	100,334	103,590	108,939
地域密着型サービス	152,115	258,464	278,469	376,685	482,738	777,096	849,018
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	0	0	0	0	0	19,724	19,724
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	106	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	22,461	21,876	16,956	15,400	14,382	14,382	14,382
認知症対応型共同生活介護	49,354	53,498	56,779	66,918	72,745	82,113	106,518
地域密着型特定施設入居者 生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	80,300	80,494	91,563	81,279	81,315	164,024	164,024
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	81,647	81,647
地域密着型通所介護		102,490	113,171	213,088	314,296	415,206	462,723
介護保険施設サービス	698,132	693,737	737,279	729,236	729,561	729,561	888,243
介護老人福祉施設	391,926	388,294	391,078	390,272	390,447	390,447	424,073
介護老人保健施設	290,306	292,909	343,636	330,412	330,560	330,560	459,893
介護療養型医療施設	15,900	12,534	2,564	4,275	4,277	4,277	
介護医療院				4,277	4,277	4,277	4,277
介護給付合計(I)	1,692,108	1,700,941	1,849,443	1,984,205	2,162,637	2,567,837	3,046,069

※2017年度(平成29年度)は見込値。

※各サービス給付費は、千円以下を四捨五入した値を表記しているため、居宅サービス・地域密着型サービス・介護保険施設サービス・介護給付の合計は、各サービス給付費に表記された値の合計とは一致しない。

【高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画】

各論 第2章 介護保険サービス見込量と確保のための方策

② 介護予防サービス費

単位：千円

(西暦) (平成)	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)			2025 37年度
	2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
介護予防居宅サービス	41,503	34,545	31,791	11,864	11,764	11,063	11,494
介護予防訪問介護	8,069	6,832	6,439				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	42	233	133	155	155	155	155
介護予防通所介護	13,507	12,848	9,463				
介護予防 通所リハビリテーション	7,854	4,311	4,306	2,184	1,748	874	874
介護予防短期入所生活介護	1,222	167	1,149	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者 生活介護	1,518	698	641	647	647	647	647
介護予防福祉用具貸与	1,570	1,626	2,079	1,649	2,414	2,910	3,503
特定介護予防福祉用具販売	248	430	432	966	966	966	966
介護予防住宅改修	1,732	2,422	2,360	1,633	1,633	1,633	1,633
介護予防支援	5,742	4,978	4,790	4,630	4,201	3,878	3,716
介護予防地域密着型サービス	1,172	487	99	0	0	0	0
介護予防 認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型居宅介護	491	487	99	0	0	0	0
介護予防 認知症対応型共同生活介護	681	0	0	0	0	0	0
介護予防給付合計(Ⅱ)	42,675	35,032	31,890	11,864	11,764	11,063	11,494

※2017年度(平成29年度)は見込値。

※各サービス給付費は、千円以下を四捨五入した値を表記しているため、介護予防居宅サービス・介護予防地域密着型サービス・介護予防給付の合計は、各サービス給付費に表記された値の合計とは一致しない。

③ 標準給付費及び地域支援事業費

単位：千円

(西暦) (平成)	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)			2025 37年度
	2015 27年度	2016 28年度	2017 29年度	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	
標準給付費	1,872,578	1,865,201	1,929,749	2,136,994	2,322,127	2,734,200	3,270,700
総給付費	1,734,783	1,735,973	1,816,511	1,996,069	2,174,401	2,578,900	3,057,563
特定入所者 介護サービス費	98,346	87,648	68,263	92,986	95,775	98,649	114,361
高額介護サービス費	33,666	34,831	36,232	38,345	40,233	42,215	53,699
高額医療合算 介護サービス費	3,295	4,241	6,230	7,058	9,105	11,745	41,957
審査支払手数料	2,487	2,508	2,513	2,537	2,613	2,691	3,120
地域支援事業費	40,246	58,844	62,310	91,468	93,747	96,083	108,674
介護予防・日常生活支援 総合事業費	12,529	15,288	14,871	40,084	41,083	42,107	47,625
包括的支援事業・ 任意事業費	27,718	43,556	47,439	51,384	52,664	53,976	61,049
合計	1,912,824	1,924,045	1,992,059	2,228,462	2,415,874	2,830,283	3,379,374

※2017年度(平成29年度)は見込値。

※各費用は、千円以下を四捨五入した値を表記しているため、合計は、各費用に表記された値の合計とは一致しない。

(2) 第1号被保険者の保険料

① 介護保険料の算定

『標準給付見込額』と地域支援事業費の合計が、介護保険の総費用額となります。

総費用額は、全体の50%を国・県・市が負担し、27%を40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の保険料、23%*を65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料で負担することになります。負担割合は、介護保険事業計画期間（3年）ごとに、全国ベースの人口比率によって定められます。

※65歳以上の方（第1号被保険者）の負担割合は、2025年度（平成37年度）に25%となる予定。

② 標準給付費等見込額及び地域支援事業費

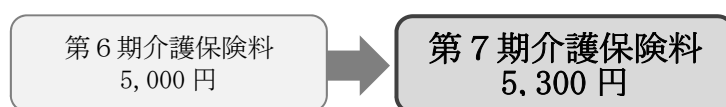
単位：円

(西暦) (平成)	第7期計画（見込）				2025 37年度
	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度	合計	
A：標準給付費見込額	2,135,667,173	2,346,107,643	2,793,829,656	7,275,604,472	3,341,150,042
総給付費	1,994,742,135	2,198,381,738	2,638,529,775	6,831,653,648	3,128,013,124
介護給付（Ⅰ）＋介護予防給付（Ⅱ）	1,996,069,000	2,174,401,000	2,578,900,000	6,749,370,000	3,057,563,000
一定以上所得者負担調整	1,326,865	2,336,246	2,956,465	6,619,576	3,509,644
消費税率等の見直しを勘案した 影響額	0	26,316,984	62,586,240	88,903,224	73,959,768
特定入所者介護サービス費	92,985,806	95,775,380	98,648,641	287,409,827	114,360,812
特定入所者介護サービス費	92,985,806	95,775,380	98,648,641	287,409,827	114,360,812
資産等勘案調整	0	0	0	0	0
高額介護サービス費	38,344,546	40,232,942	42,214,892	120,792,380	53,699,142
高額医療合算介護サービス費	7,057,934	9,104,735	11,745,108	27,907,777	41,957,110
審査支払手数料	2,536,752	2,612,848	2,691,240	7,840,840	3,119,854
B：地域支援事業費	91,468,000	93,747,000	96,083,000	281,298,000	108,674,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	40,084,000	41,083,000	42,107,000	123,274,000	47,625,000
包括的支援事業・任意事業費	51,384,000	52,664,000	53,976,000	158,024,000	61,049,000
合計（A＋B）	2,227,135,173	2,439,854,643	2,889,912,656	7,556,902,472	3,449,824,042

③ 保険料基準額の算定

単位：円

	第7期計画（見込）				2025 37年度	
	(西暦) (平成)	2018 30年度	2019 31年度	2020 32年度		合計
C 第1号被保険者負担分相当額		512,241,090	561,166,568	664,679,911	1,738,087,569	862,456,011
D 調整交付金相当額		108,787,559	119,359,532	141,796,833	369,943,924	169,438,752
E 調整交付金見込額		131,851,000	138,218,000	158,245,000	428,314,000	177,911,000
F 介護給付費準備基金取崩額					123,500,000	0
G 介護保険収納必要額					1,556,217,492	853,983,763
H 予定保険料収納率					98.00%	98.00%
I 所得段階別加入割合補正後被保険者数		8,263人	8,327人	8,376人	24,967人	8,416人



(3) 介護保険料の所得段階の設定

介護保険料は、所得水準に応じてきめ細かな設定を行うため、9段階とします。

所得段階	対象者	基準額に 対する割合	第7期 介護保険料 (月額)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	0.50 (0.45) [※]	2,650円 (2,385円)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と本人の課税年金収入額との合計が80万円以下の方	0.75	3,975円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、第1・2段階以外の方	0.75	3,975円
第4段階	・本人は住民税非課税であるが、同じ世帯に住民税課税者がいる方で、前年の合計所得金額と本人の課税年金収入額との合計が80万円以下の方	0.90	4,770円
第5段階	・本人は住民税非課税であるが、同じ世帯に住民税課税者がいる方で、前年の合計所得金額と本人の課税年金収入額との合計が80万円を超えている方	1.00	5,300円
第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	6,360円
第7段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.30	6,890円
第8段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	7,950円
第9段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上の方	1.70	9,010円

※ () 内が自己負担となり、上段との差分については、公費負担。
公費負担については、消費税の引き上げが行われた場合には変更になることがある。

4. 円滑な制度運営に向けた取組の推進

(1) 介護保険制度の周知

介護保険制度は支え合いの制度であり、制度の円滑な運営にはサービス利用、保険料の納付など被保険者の理解が不可欠であるため、介護保険制度の周知に努めます。

(2) 介護サービス利用に関する相談・支援

地域の高齢者やその家族からの相談に対して、地域包括支援センターが必要な支援を行います。

(3) 介護サービス事業所に対する指導体制

市が指定・指導している地域密着型サービス事業所について、運営推進会議への出席や実地指導により、法令順守の徹底と介護保険サービスの質の向上を図ります。

(4) 介護給付の適正化

市が策定する介護給付適正化計画に基づき、ケアプランの点検、住宅改修などの点検、介護給付費の通知などを行います。

(5) 介護サービス情報の公表

介護サービス利用者やその家族などが、介護サービス事業所を適切に選択できるようにするとともに、介護サービスの質の向上を図るため、介護サービスに関する情報を公表していきます。

